

新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A ver. 12（令和 3 年 1 月 13 日現在）

この Q&A は、これまで各都道府県団体から寄せられた主な質問項目等をベースにまとめたものですので参考にして下さい。今後の状況の変化等に応じて、随時改定する予定です。なお、最新情報等につきましては、あわせて文部科学省等のホームページもご参照ください。

1 緊急事態宣言再発令後の取組みについて（令和 3/1/13 ver. 12 追加）

緊急事態宣言が一部の地域において再び発令されたが、今後の幼稚園・認定こども園の運営について、国から示されたものはあるか？

（回答）

令和 3 年 1 月 7 日に 1 都 3 県において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が再び発令されたことを受け、文部科学省では令和 3 年 1 月 8 日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」を発出しています。

この通知の主な項目は以下のとおりです。

- ①衛生管理マニュアルを踏まえ、感染症対策が適切に取られているか、改めて確認の上、徹底すること。特に、対象地域では、警戒度を一段高めて感染症対策のさらなる徹底を図ること（P2）
- ② その際、チェックリストも活用すること（P2）
- ③ 地域一斉の臨時休業については避けるべきであること（P2） → 問 1 の 2 参照
- ④健康観察の徹底（P3）
- ⑤対象地域においては、感染リスクの高い学習活動は停止すること（P3～P4）（コラムに具体例の記述を抜粋）
- ⑥飲食の場面等での留意事項（P5）
- ⑦幼稚園については、記載されている感染症対策を参照するとともに衛生管理マニュアル第 5 章「幼稚園において特に留意すべき事項」にも留意すること（P5） → 問い 4 参照
- ⑧心のケア等（P5～P6）

この通知は文部科学省ホームページにも掲載されています。

トップ > その他 > その他災害等関連情報 > 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について > 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）（令和 3 年 1 月 8 日）

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

1の2 緊急事態宣言再発令を踏まえた学校教育活動の継続についての考え方、感染者が発生した場合の臨時休業の考え方等（令和3/1/13 ver.12 更新）

緊急事態宣言再発令を踏まえた学校教育活動の継続についての考え方及び感染者が発生した場合の臨時休業の考え方は国からどのように示されているか？

（回答）

文部科学省は令和3年1月8日付け通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」において、以下のとおり示されています。

- ・緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、警戒度をこれまでより一段階高めて、感染症対策のさらなる徹底を図ること
- ・地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点からも、避けるべきであること

また、同1月5日付け通知「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」では、上記に加え、以下のとおり示されています。

- ・児童生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことは、控えてください。
- ・幼稚園において臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組の検討をお願いします。

この通知は文部科学省ホームページにも掲載されています。

トップ > その他 > その他災害等関連情報 > 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について > 教育活動の実施等に関するQ&A [1月7,8日更新]

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00032.html

感染者が発生した場合の臨時休業の判断については、文部科学省は、令和2年12月3日に改訂された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」ver5において、感染の状況等を踏まえ、従来の考え方を見直し、臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断することとしています。（次ページ以下、関係部分抜粋）

3. 臨時休業の判断について

(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部または一部の臨時休業の要否等について、以下の通り判断します。

- ① 学校は設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況について伝えます。この情報を踏まえ、設置者は保健所に臨時休業の実施の必要性について相談するとともに、学校及び設置者は保健所による濃厚接触者の範囲の特定等に協力します。
- ② 同時に、校長は、感染した児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置をとります。感染者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。
- ③ 加えて、保健所の調査により、他の児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合には、校長は、これらの者についても同様の措置（出席停止・出勤させない扱い）を取ります。
- ④ これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断します。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられます。

これ以外の場合には、学校教育活動を継続しますが、第 3 章も参考としつつ、状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫も考えられます。

なお、本マニュアルの Ver.4（2020.9.3 発出版）までにおいては、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う対応について示していましたが、

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、感染が拡大しやすい場面なども分かってきていること
- ・基本的な感染防止対策が十分にとられている環境下では、感染は大きくは広がりにくいという認識の下、（学校以外の）他の社会経済活動では、感染者の発生により直ちに閉鎖や活動停止までは行わないことも多いこと
- ・10 代以下では、罹患率が他の年代と比べて低いこと
- ・感染者が発生しても臨時休業を全く行わない事例が増えてきているが（10 月には 54%）、これまで学校関係者に感染者が発生した事例をみると、学校内では感染が広がらなかった事例が大部分であり（感染者が 1 人でとどまった事例が大部分であり（約 78%（1,996 件中 1,552 件））、逆に大きく広がった事例は限られていること（5 名以上の事例は約 2.6%（1,996 件中 52 件））³²

等の状況を踏まえ、この対応を見直し、臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断することとしました。（必要があれば、いつでも文部科学省にご相談ください。）

実際に、学校現場における運用状況を見ると、感染者が発生した学校 1,996 校のうち、臨時休業を実施しなかった学校が 55%（1,106 校）、学校全体の臨時休業を行った学校が 26%（517 校）、特定の学年・学級の臨時休業を行った学校 33 が 15%（297 校）となっています。

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止等】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況も伝える。
- ・感染者が児童生徒の場合、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止措置。感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

【設置者から保健所に相談】

設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に相談。

【保健所による調査】

保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。
学校及び設置者は、上記調査に協力。

【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合

- ・学校教育活動を継続
※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
- ・濃厚接触者がいる場合には、
濃厚接触者が児童生徒の場合、出席停止措置。
濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第 20 条
に基づき、学校の全部又は
一部の臨時休業

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合のイメージ（例）

- ・家庭内感染ではない感染者が、複数発生
- ・感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった

1の3 幼稚園における感染状況（令和3/1/13 ver.12 更新）

幼稚園における最新の感染状況は？

文部科学省では令和2年6月1日から同年12月31日までの感染状況をまとめています。（小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（令和3年1月5日）

文部科学省ホームページ トップ ＞ その他 ＞ その他災害等関連情報 ＞ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について ＞ 新着情報一覧＞令和3年1月5日

https://www.mext.go.jp/content/20210105-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

これによりますと、国内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の急激な増加に伴い、感染者数や集団感染件数も増えていているとしています。

幼稚園関係の感染状況は次の表のとおりです。感染者は幼児235人、教職員149人（いずれも重症者なし）となっています。前回の調査（11月25日現在）と比較し、1月余りで幼児が108人増（85%増）、教職員が70人増（89%増）と急激な増加を示しています（小中高校では児童生徒6159人（重症者なし）、教職員830人（重症者2人））。

幼稚園の感染状況

<表 幼稚園の幼児及び教職員の感染状況>													
6月1日～12月31日までに文部科学省に報告があったもの													
幼稚園	感染者数	有症状者数 (※)		感染経路判明								感染経路不明	
				家庭内感染		学校内感染		家庭・学校以外 の活動・交流等		海外からの 帰国			
幼児	235	79	34%	167	71%	29	12%	11	5%	0	0%	27	11%
教職員	149	120	81%	22	15%	28	19%	21	14%	0	0%	78	52%

(※) うち重症者は0人

(※) うち重症者は0人

小中高校の感染状況

<表 児童生徒の感染状況>													
6月1日～12月31日までに文部科学省に報告があったもの													
児童生徒 (小中高)	感染者数	有症状者数 (※)		感染経路判明								感染経路不明	
				家庭内感染		学校内感染		家庭・学校以外 の活動・交流等		海外からの 帰国			
小学校	2217	736	33%	1653	75%	133	6%	180	8%	3	0%	239	11%
中学校	1513	765	51%	915	60%	168	11%	132	9%	2	0%	284	19%
高等学校	2350	1413	60%	738	31%	657	28%	181	8%	2	0%	760	32%
特別支援学校	79	33	42%	35	44%	6	8%	18	23%	0	0%	20	25%
合計	6159	2947	48%	3341	54%	964	16%	511	8%	7	0%	1303	21%

(※) うち重症者は0人

(※) うち重症者は0人

<表 教職員の感染状況>													6月1日～12月31日までに文部科学省に報告があったもの			
教職員 (小中高)	感染者数	有症状者数 (※)		感染経路判明								感染経路不明				
				家庭内感染		学校内感染		家庭・学校以外 の活動・交流等		海外からの 帰国						
小学校	327	247	76%	60	18%	49	15%	43	13%	0	0%	174	53%			
中学校	174	142	82%	39	22%	14	8%	12	7%	0	0%	109	63%			
高等学校	270	197	73%	44	16%	50	19%	34	13%	0	0%	142	53%			
特別支援学校	59	44	75%	10	17%	6	10%	5	8%	0	0%	38	64%			
合計	830	630	76%	153	18%	119	14%	94	11%	0	0%	463	56%			

(※) うち重症者は2人

2 休園日の夏休み等への振替え実施について（5/22 ver.3 更新）

園則では、教育週数を 39 週と定めているが、新型コロナウイルス感染症の影響で幼稚園が 4～5 月に休園をした場合、園則の規定を満たすため、休園した日数を夏休み等に振り替えて実施しなければならないか？ 振り替えない場合、保育料は休園しなかった場合と同じ額を徴収できるか？

（回答）

制度上は、伝染病の流行など特別の事情がある場合は 39 週を下回ることも許容されていますので、必ずしも振替え実施をしなければならないわけではありません。夏休みの短縮については、幼児の実態や設備等を含めた幼稚園の実情、家庭の状況等を踏まえ、設置者において適切に判断することとなります。また、夏休みを短縮しない場合の保育料のあり方については、各園の私的契約の中での対応となりますので、保護者の納得を得ながら対応を考えていただくこととなります。

（参考）

学校教育法施行規則

第 37 条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下つてはならない。

幼稚園教育要領解説 P78

「特別の事情とは、台風、地震、豪雪などの非常変災、その他急迫の事情があるときや伝染病の流行などの事情が生じた場合のことを指している。」

文部科学省からは、次のような見解が示されています。（「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & A（5月21日時点）」抜粋）

問6 1 幼稚園において、長期休業期間を短縮したり週休日等を活用したりして、幼稚園教育要領を踏まえた活動を行うことを検討しているが、可能か。【新規】

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、各幼稚園において、感染防止の観点を踏まえた上で、幼児の健やかな成長を促す創意工夫を生かした取組がなされることを期待しています。
- そういった取り組みを進めていただく上で、長期休業期間中や週休日等を活用される際には、教職員の勤務時間等の取扱いについて、ご注意ください。
- また、幼稚園教育は、教科等により教育課程が編成されるものではなく、一人一人の特性に応じて発達課題に即した指導を行うという基本に立ち返り、長期休業期間等の活用にあたっては、幼児の実態や設備等を含めた幼稚園の実情、家庭の状況等を踏まえ、設置者において適切にご判断いただきますよう、お願いします。
- なお、教育週数については、学校教育法施行規則第37条において、「幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下つてはならない。」と規定されており、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合については、「特別の事情」に該当します。
- 最も大切な観点は、現下の状況において、各園が行うことができる活動はどういった内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討いただくことと考えております。
- また、臨時休業期間中は、幼児やその保護者への支援として、家庭でできる遊びの紹介や園内の動植物の様子の動画配信等、各幼稚園の実情等に応じた取組の実施にご配慮ください。文部科学省としても、「子供の学び応援サイト」に、子どもが家庭での遊びなどを通じて満足感や充足感を味わい、学びを深められるよう、家庭で実践いただける具体的な遊び等について掲載しており、各園における取組を含め、随時情報を更新していきますので、本サイトもご活用ください。

担当：初等中等教育局幼児教育課（内2376）

2の2 全国の幼稚園・認定こども園の休業中・再開時の取組み事例について（12/07ver.11 更新）

休業中の園児・保護者等に対する支援や再開後の運営について全国の参考になる事例はないか？

（回答）

文部科学省がホームページに幼稚園・認定こども園の取組事例集をアップしています。

新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集（令和2年5月13日）

https://www.mext.go.jp/content/20200512-mxt_youji-000005336_002.pdf

幼稚園等再開後の取組事例集（令和2年9月7日）

https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/content/20200903-mext_youji-000009727_0005.pdf

これらの事例集は、各加盟園のご協力を得て、本連合会が文部科学省に提供した情報等を元に文部科学省が作成したものですので活用してください。

3 マスク等の調達・配布、購入経費およびかかり増し経費支援について（令和 3/1/13 ver. 12 更新） （回答）

マスクや消毒液等について行政で一括購入・配布したり、空気洗浄機等の備品も含めた購入経費や感染症対策に係るかかり増し経費を助成してくれると聞いているがその内容は？

国の令和 2 年度 1 次補正・2 次補正予算において園児用マスク・消毒液や、感染防止用の備品等の購入に係る経費の補助が実施されています（（参考）を参照）。

手指消毒用エタノールについては、これまで都道府県が各園の要望を取りまとめて業者に発注していましたが、新たに「購入専用サイト」が設けられ、各園から直接に業者に発注する仕組みとなりました。6 月 24 日までに各園が購入専用サイトに登録することが必要です。詳しくは、当連合会から 6 月 18 日付けでお知らせしていますのでご確認ください。また、必要に応じ、都道府県にお問い合わせください。

なお、この国の補助制度は、当連合会が強く要望して設けられたものです。

令和 2 年度 3 次補正予算案においても、感染症対策の徹底に必要な経費が引き続き経常されていますので、予算成立後、詳細が判明次第お知らせします。

（文部科学省の予算は、幼稚園及び幼稚園型認定こども園が対象ですが、幼保連携型認定こども園及び保育所については厚生労働省において同趣旨の事業が予算化されています）

（参考）文部科学省 令和 2 年度 1 次補正予算

新型コロナウイルスに伴う学校保健に係る特別対策事業等（1 4 3 億円）

1. 感染症対策のためのマスク等購入支援（3 6 億円） [幼稚園]

感染拡大を防止する観点から、都道府県等が幼稚園に配布する子供用マスク、消毒液等の一括購入等に必要となる経費や、幼稚園の設置者による感染防止用の備品等購入、幼稚園の消毒に必要な経費を補助
実施主体 都道府県、市町村（特別区を含む）、幼稚園の設置者 補助率 10/10（1 施設あたり 50 万円以内）

さらに、国においては、令和 2 年度 2 次補正予算において、マスク等購入経費に加え、感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費も含め支援する予算を計上しています。この「かかり増し経費」について、国の実施要領の関係部分、当連合会から文部科学省への質問に対する回答は次ページ以下のとおりです。

（幼保連携型認定こども園・保育所については 2 次補正において厚生労働省予算において同趣旨の予算を計上）

（参考）文部科学省 令和 2 年度 2 次補正予算

幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止事業（3 0 億円）

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む（以下、「幼稚園」という。））において、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るため、都道府県等が幼稚園に配布する子供用マスク、消毒液等の一括購入等に必要となる経費や、幼稚園の設置者による感染防止用の備品等購入、感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費（感染症対策の取組徹底による業務量増への対応）を補助する。

※「教育支援体制整備事業費交付金」の事業の一部として実施

＜実施主体＞ 都道府県、市町村（特別区を含む）、幼稚園の設置者

＜事業内容＞ ①幼稚園へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入への支援

新②感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への支援

（感染症対策の取組徹底による業務量増への対応）

＜対象施設＞ 幼稚園、幼稚園型認定こども園

＜補助率＞ 国 10/10（①及び②の合計 1 施設あたり 500 千円以内）

問 2-4 幼稚園型認定こども園において 2 号児、3 号児のために新型コロナ対応業務を行った場合、これに係る人件費は対象になりますか。(保育所や幼保連携認定こども園については厚労省予算が該当する)

答 2-4 教育・保育給付第 2・3 号認定児に対して保育を実施した場合に係る人件費は交付金の対象になります。

問 2-5 新型コロナ対応業務に従事した職員が預かり保育の担当でなくても、園として預かり保育を実施した場合には、当該職員が新型コロナ対応業務に従事したことに係る人件費は対象になりますか。

答 2-5 園として預かり保育を実施しており、新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増に係る経費であれば交付金の対象となります。

問 2-6 非常勤職員を雇上げた場合の賃金は対象になりますか。

答 2-6 預かり保育を実施した場合に係る雇上げであれば交付金の対象となります。

問 3 人件費の内容について

問 3-1 新型コロナ対応業務に係る超過勤務手当や休日勤務手当は対象になりますか。

問 3-2 新型コロナ対応業務に従事した職員に特別手当を支給した場合は対象になりますか。

問 3-3 新型コロナ対応業務に従事した職員に勤勉手当の割増し支給を行った場合、割増し部分は対象になりますか。

答 3-1～3

預かり保育を実施した場合に係るものとして説明できる経費は交付金の対象となります。

問 4 かかり増し分の人件費の支給は、園の給与規程等に根拠がある必要はありますか。

答 4 かかり増し分の人件費の根拠を園の給与規程等に記載することを交付金の補助要件にするものではありませんが、補助の実績を確認するために帳簿等に記録を残しておくほか、給与の一部として職員に支給する場合は給与規程等に明記することが望ましいです。

また、給与規程等において賞与もしくは表彰に関する事項が明記されていれば、新たに給与規程等に明記することなく、追加で支給する手当（慰労金等）の支給が可能です。

○旅費

問 5 休園中や登園自粛要請中に家庭訪問等を行った場合で職員の自家用車利用のガソリン代や suica 等の IC カード利用のように該当する利用部分だけの領収書が取れない交通手段を利用した場合でも旅費が支払われておれば対象になりますか。

答 5 交付金の支給に当たって何らかの根拠資料があることが基本となりますが、職員の旅費を園として確認した上で園として支出している場合は、その支出したことを根拠として交付金の対象とすることは可能です。

Ⅱ 保健衛生用品関係

問 6 教職員用マスクは対象になるか？

答 6 対象となります。

問 7 次亜塩素酸水生成器の購入は対象になるか？

答 7 対象となりますが、購入に当たっては、使用目的を踏まえ、経済産業省のHP等で効果・効能等を確認することをお勧めします。

【参考】「次亜塩素酸水」の使い方・販売方法等について(経済産業省、消費者庁、厚生労働省)

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-5.pdf>

4 感染防止マニュアルについて（令和 3/1/13 ver. 12 更新）

幼稚園で想定される感染防止対策に係るマニュアルはないか？

（回答）

文部科学省から通知されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020. 12. 3. ver. 5）」は、令和 2 年 1 2 月時点での最新の知見に基づき作成したものとされており、幼稚園において特に留意すべき事項についても記述されていますので活用して下さい。

文部科学省ホームページ トップ ＞ その他 ＞ その他災害等関連情報 ＞ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について ＞ 教育委員会・学校等関係の皆様へ ＞ 幼小中高・特別支援学校に関する情報 ＞ 衛生管理マニュアル

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf （マニュアル）

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf （別添資料）

なお、令和 4（9 月 3 日）からは、感染状況のデータ（P4～P7）、冬季の対策・換気方法（P20、34-36、別添資料 14）、マウスシールドについての注意喚起（P42）、感染者が発生した場合の臨時休業の考え方の再整理（P61-63）等が追加変更されています。また、「幼稚園において特に留意すべき事項」（P66 以下に抜粋）では、「（幼児）本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと」としています。本マニュアルにも、一部を資料として掲載しています（資料 0-1～0-6）

第 5 章 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意します。

1. 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、
 - ・幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。なお、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。※
 - ・幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。等の配慮等が考えられます。
2. 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、
 - ・幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
 - ・時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
 - ・幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
 - ・幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。等の指導上の工夫・配慮等が考えられます。
3. 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をします。

※厚生労働省 HP 「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」 参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q6-5

4の2 マスクの着用やプール活動について（12/07 ver. 11 更新）

次の点についてはどのように対応すればいいのか？

- (1) マスクの着用
- (2) プール活動

それぞれ、文部科学省より、考え方が示されていますので参考にして下さい。(2)については、幼稚園向けの記述がなされています。

(1) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(令和2年12月3日 ver. 5 問4)

マスクの着用については「マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。」としており、ver. 5 では、「(幼児) 本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと」という記述が追加されています(P66)。

また、厚生労働省「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる QA について第八報」(令和3年1月7日現在)では、次のように記述されています(第七報と記述に変更なし)。

「子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めています。特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されません。2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。(なお、WHO は5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。)」

厚生労働省ホームページ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報 > 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について(第八報)(令和3年1月7日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000716412.pdf>

(2) 今年度における学校の水泳授業の取扱いについて(令和2年5月22日)

文部科学省ホームページ トップ > その他 > その他災害等関連情報 > 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について>新着情報令和2年5月22日

https://www.mext.go.jp/content/20200522-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

5 幼稚園児の保護者に対する休業補償について（令和 3/1/13 ver. 12 更新）

幼稚園が休園すると幼稚園児を子に持つ保護者が会社等を休まざるを得なくなり、収入を失うことになるので、このような保護者に対する休業補償はあるのか？ 同様に職員が休まざるを得なくなった場合はどうなるのか？

（回答）

既に国において、小学校等（幼稚園・認定こども園・保育所等を含む）に通う子どもの世話をを行うことが必要となった労働者（保護者、職員）に対し、年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されています（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）。いわゆるフリーランスの者にも子どもの世話のため仕事を失った場合に支援金が支給されます（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金）。詳しくは、別紙資料掲載の問い合わせ先にお問い合わせください。（別紙 1、2）

なお、この助成金・支援金の休暇取得対象期間は令和 3 年 3 月末までに延長されました。これらのうち助成金については 1 日当たり上限額が 15,000 円に引き上げられています（4 月 1 日以降に取得した休暇の場合。既に 4 月以降の有給休暇の取得分も含めた申請をしていた場合、引き上げ分の追加の給付が行われますが、再度の申請は必要ありません）。

厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>子ども・子育て>職場における子育て支援>事業主の方へ>小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設しました

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>雇用環境・均等>新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

なお、職員が出勤できなくなった場合の助成金と施設型給付との関係は、内閣府「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」FAQ において、以下のとおり示されています。

問 小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため出勤できない職員がいるのですが、小学校休業等対応助成金を受給することができるのでしょうか。

答 公定価格と小学校休業等対応助成金は支給する趣旨等が異なることから、要件を満たす事業者については小学校休業等対応助成金を受給することができます。なお、助成金の活用にあたっては、公定価格で施設の収入が保証されていることを踏まえ、代替要員の人件費等の追加的な費用に充てるなど人件費の支出について適切にご対応いただくことが望ましいと考えております。（FAQ26）

6 雇用調整助成金（職員が休業する場合）（令和 3/1/13 ver. 12 更新）

休園や登園自粛の影響で、預かり保育や2歳児教室、課外教室等の利用も減少し、収入が減少するため、これらを担当していた職員には当面休業してもらい、休業手当を支給する場合、雇用調整助成金の対象になるか？担当者がパートやアルバイトでも雇用調整助成金は支給されるか？

（回答）

幼稚園・認定こども園であっても、収入減少等の要件を満たす場合、雇用調整助成金の対象となる場合があります。

国の説明では、新型コロナウイルス感染症の影響で前年同月比5%以上売り上げ等が下がると助成金の対象となるとされています。また正職員だけでなく、パートやアルバイトも雇用調整助成金の対象となるとしています。雇用保険加入者でなくても対象となるように緩和されています。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。（別紙3）

厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>雇用>事業主の方のための雇用関係助成金>雇用調整助成金>（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

いずれにせよ雇用調整助成金を受給するには収入減少等の要件が付されており、施設型給付や私学助成が引き続き給付されている中で収入減少等の要件に該当するかは各園の個別の事情によって異なる部分が大きいと考えられるため具体的にはハローワークや社会保険労務士等の専門家に相談されるのがよいと考えられます。

なお、この助成金と施設型給付等の関係は、内閣府「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」FAQにおいて、下のとおり示されています。

問 保育所等の特定教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業を実施している事業所等は、雇用調整助成金の対象になるでしょうか。

答 雇用調整助成金においては、制度上給与に公費が充てられる職種に関しては対象外となります。保育所等との関係では、運営費（施設型給付費、地域型保育給付費）に人件費が明示的に含まれている職種については運営費からの人件費の支払いをお願いすることになりますが、そうでない職種や私学助成幼稚園、認可外保育施設、運営費（施設型給付費、地域型保育給付費）以外で実施する事業（例えば地域子ども・子育て支援事業）分については、雇用調整助成金の対象になる可能性があります。個別の事業所の置かれている状況はさまざまですので、実際に支給されるかどうかについては、お近くの都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）や「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター」（0120-60-3999、受付時間9:00～21:00（土日・祝日を含む））までお問い合わせいただきますようお願いいたします。また、雇用調整助成金の内容や特例の概要については、厚生労働省のHPにも情報を掲載していますので、併せてご覧ください。

（参考：厚生労働省のHPのリンク）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html (FAQ27)

従って、新制度の公定価格で人件費が措置されている職種（園長、教諭等）については、給付は出続けているので休業手当もそこから出すため、雇用調整助成金の対象にはなりませんが、人件費が明示的にあたっていない職種（バス運転手等）に関しては、雇用調整助成金の対象になる可能性があります。（収入減少要件を満たす場合）。私学助成園については、使途を明示しない経費であるので、都道府県の助成要件・形態にもよりますが、教諭も含めて助成金の対象となる可能性があります。（文部科学省に確認済み）

7 園内で感染した園児に対する賠償責任及び保険の対応（令和 3/1/13 ver. 12 更新）

園児への園内での感染が確認された場合（例えば、教師から園児に感染した場合）、園に賠償責任があるか？ ある場合、全日私幼連の JK 保険の対象になるか？

（回答）

以下のとおり、各運営保険会社から回答がありました。

（回答）共通：東京海上日動火災保険、Chubb 損害保険、損害保険ジャパン、三井住友海上火災保険
感染経路を明確に特定することが困難であることから、原則加入園賠償責任保険では対象となりません。
※ただし、教職員がコロナに感染していると知りながら出勤し、接触のあった園児複数名に感染したなど、園側に過失があり、且つ感染経路が明確に特定できる場合は対象となる可能性がございます。万一そのようなケースが発生いたしましたら、個別に引受保険会社までご報告をお願いいたします。

（補足）共通：東京海上日動火災保険、Chubb 損害保険、損害保険ジャパン、三井住友海上火災保険
2020 年 4 月現在、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の「指定感染症」ですが、政令により一類感染症または二類感染症と同程度の措置が講じられています。全日本私立幼稚園連合会で取扱う保険制度（JK 保険）にラインナップしている①園児団体傷害保険 ②体験入園園児傷害保険 ③園児 24 保険には「特定感染症」の補償が全件付帯されていることから、新型コロナウイルス感染症による通院、入院、また万一後遺障害が発生した場合に、保険金のお支払い対象となります。

なお、賠償責任とは別に、2021 年度より、コースによっては、会員園において新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または指定感染症）が発生し、自治体からの指示を受け園が消毒等を行った場合に発生した実費について、20 万円まで補償する特約が新設されます。

8 園内で感染した職員に対する災害補償

職員への園内での感染が確認された場合、労災の対象になるか？

（回答）

一般的には業務起因性があれば対象になると考えられますが、労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q4-10

7 労災補償

問 1 労働者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、労災保険給付の対象となりますか。

業務又は通勤に起因して発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。詳しくは、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

9 休園中の施設型給付及び施設等利用費の継続（5/20 ver. 2 更新）

休園中の期間も施設型給付及び施設等利用給付は継続されるのか？

（回答）

既に、当連合会から周知いたしました、次のように、通常どおり支給される旨の国の考え方が示されています。（内閣府「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」FAQ 全体は当連合会のホームページに掲載しています）

なお、各園におかれては、運営費の給付や保育料の徴収が変わらず実施されていることを踏まえ、文部科学省の策定した事例集も参考としつつ、休業期間中においても、積極的に家庭における教育支援等に取り組んでいくことが重要です。

（公定価格 新制度園）

問 令和2年4月以降、臨時休園等の期間中の施設型給付費等の取扱いに変更はあるのでしょうか。

答 令和2年4月以降についても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合の施設型給付費等については、通常どおり支給します。また、各種加算や加減調整・乗除調整の取扱いについても同様に、臨時休園等により各種加算の要件を満たせない場合等であっても通常通り支給します。

（FAQ10-3）

（施設等利用費 私学助成園）

問 令和2年4月以降、臨時休園等の期間中の施設等利用費の取扱いに変更はあるのでしょうか。

答 令和2年4月以降についても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合の施設等利用費については、臨時休園等期間中に係る利用料を減算することなく支給を行うこととして差し支えありません。（※令和2年2月27日付「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて（事務連絡）」における取扱いを継続。）（FAQ19）

10 登園自粛要請中の施設型給付及び施設等利用給付の継続 (5/20 ver.2 更新)

臨時休園はしていないが、地方自治体からの要請で又は自主的に保護者に登園自粛要請をしているような下記①②の場合、施設型給付又は私学助成園の施設等利用給付は登園しない子どもの人数分は減額されるのか？月に1日も登園しなくても減額されないか？

- ① 地方自治体から幼稚園・認定こども園について登園自粛要請があった場合
- ② 地方自治体から幼稚園・認定こども園について登園自粛要請はないが、園の判断で保護者に登園自粛をお願いしている場合

(回答)

文部科学省から内閣府に確認の上、次の回答をいただきました。

「施設型給付については、①②いずれの場合も、登園自粛要請により登園していない子どもについても保育の実施が継続されているものとして支給されます(減額されない)。なお、地方自治体からの登園自粛要請に基づき登園していない3号子ども(①の場合)の利用者負担額については日割り計算を行う必要があります。

私学助成園の施設等利用給付についても、①②いずれの場合も、登園自粛要請により登園していない子どもの利用料についても減算せずに支給されます。ただし、園において利用料の減額又は返金が行われた場合は、減額又は返金後の利用料のみが施設等利用費の支給対象となります。」

新制度園については、臨時休園を行っても公定価格は通常どおり支給されるとのことだが、臨時休園の期間中に出勤しなかった職員については給与を減額することは可能か？

公定価格以外の収入が減少しており、これに対応するために人件費を減額することは可能か？

(回答)

新型コロナウイルス感染症への対応として臨時休園等を行った保育所等新制度の施設の一部において、公定価格等の支給を通常どおり受けているにもかかわらず職員に対する賃金を減額して支払う事案がある旨、報道や国会審議の中で指摘があったことを踏まえ、国は、三府省合同で通知「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて」(6月17日)を発出しました。

この通知には、新制度園においては休業中であっても施設型給付が満額給付されることから、施設型給付に基づく人件費水準を維持すべきこと、上乗せ徴収等の減収がある場合の人件費の減額は必要最小限とすべきこと等が記載されております。あわせて、公定価格以外の収入が減少した場合の考え方についても触れていますので、当通知のQ&Aの関係部分を掲載します。

なお、この通知は、子ども子育て新制度に関する考え方を示したものであり、私学助成園については、各都道府県の補助金の内容にもよりますが、基本的には各園の経営判断になります。その場合、人材確保・処遇改善の観点、雇用維持への社会的要請等も踏まえ判断することが望ましいと考えられます。

Q1-1 人件費の支出について、公定価格等が通常どおりに算定されていることを踏まえて適切に対応すべきとされていますが、具体的にどのような対応が求められるのでしょうか。

答 新型コロナウイルス感染症による臨時休園等により登園児童が減少している場合等であっても、保育所等における教育・保育の提供体制の維持のための特例的な取扱いとして、公定価格等の減額を行わずに通常どおりに算定し、施設等の収入を保証することとしています。

新型コロナウイルス感染症により休ませた職員の賃金については、労働基準法では平均賃金の6割以上を休業手当として支払わなければならないこととされていますが、仮に保育所等において平均賃金の6割に相当する休業手当のみを支払うこととした場合、通常時の人件費との差額が発生することとなります。

この差額が、各種積立金や当期末支払資金残高といった人件費以外の経費に充てられることは、新型コロナウイルス感染症がある中でも教育・保育の提供体制を維持するという今般の特例の趣旨にそぐわないことから、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなどの対応により、公定価格等に基づく人件費支出について通常時と同水準を維持することが求められます。

Q1-2 公定価格等に基づく人件費支出について通常時と同水準とすべきとされていますが、公定価格等以外の収入もあり、人件費総額のうち公定価格等が充てられている部分の区別がつかない場合はどのように考えれば良いのでしょうか。

答 そのような場合、まずは施設全体の人件費支出が通常時と同水準であることを基本としつつ、公定価格等以外の減収による資金の不足があり、やむを得ず人件費支出を減額とする場合は、Q3も踏まえつつ、収入の不足額を勘案して必要最小限度の減額幅とすることが求められます。

Q 2 全ての職員について、通常どおりに賃金を支払う必要があるのでしょうか。

答 今般の公定価格等の特例の趣旨を踏まえれば、原則として、休ませた職員も含め、全ての職員に通常どおりの賃金や賞与等を支払うことが望ましいと考えます。

一方で、勤務の状況が職員ごとに異なることも考えられ、このような場合には、公定価格等による人件費支出の水準を維持することを前提として、実際に勤務した職員の手当等を増額し、自宅待機の職員の手当等を減額するなど、勤務状況に応じて賃金に傾斜を付ける取扱いとすることは、差し支えありません。

ただし、常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみを理由として異なる取扱いを行うことは適切ではないと考えます。

なお、手当等の減額を検討する前に、まず、人件費等積立金等の活用可能な資金を活用して、通常の賃金の支払を確保することについて、ご検討ください。

Q 3 公定価格等以外の収入（地域子ども・子育て支援事業、地方単独事業、特定保育料）において減収がある場合でも、通常どおりに賃金を支払う必要があるのでしょうか。

答 今般、教育・保育の提供体制を維持するために、特例として公定価格等を通常どおり算定していることを踏まえ、公定価格等に基づく人件費支出について通常時と同水準の支出を求めるものです。

今回の新型コロナウイルス感染症への対応の結果として、公定価格等以外の収入（地域子ども・子育て支援事業、地方単独事業、特定保育料）において減収がある場合であっても、地域子ども・子育て支援事業等の職員に係る雇用調整助成金等の活用などを通じて、できる限り、通常どおりの賃金を支払うことが望ましいと考えます。

これらを活用できない場合など、なお減収による不足分がある場合には、不足額を勘案して必要最小限の減額とすることが求められるとともに、公定価格等に基づく人件費支出については通常時と同水準の支出が維持されていることなど、減額幅の考え方について監査等の際に説明できることが求められます。

Q 4 本通知で示された考え方については、いつから適用すればいいのでしょうか。

答 本通知は本年2月から実施している公定価格等の特例の取扱いを明確化したものです。このため、本通知およびQ 1 からQ 3 までにおいてお示した取扱いについても、当該時期に遡り適用することとなります。

なお、会計年度が終了している令和元年度に賃金や賞与等の減額を行っていた場合には、当該減額分について一時金等により支払うことになると考えます。

1 1 保育料の上乗せ徴収部分や保育料以外の徴収金の扱いについて（5/20 ver.2 更新）

休園した場合、保育料の上乗せ徴収部分又は無償化限度額を超える部分について返還しなければならないか？

実費弁償（給食費やバス代等）やその他の保育料以外の徴収金（施設整備費等）についても返還しなければならないか？

（回答）

既に、当連合会から周知いたしましたが、次のように国の考え方が示されています。（FAQ）これによると、保育料については、必ずしも返還義務が生じるものではないが、私的契約なので、保護者の理解を得つつ各園で判断すべきとされています。休業が長引けば、保護者の理解が得にくくなることも考えられます。休業中、家庭における教育支援等に取り組むことも重要です。実費徴収については、国は、費用縮減部分については減額を行うことが考えられるとしています。その場合でも、経営に支障をきたさないためには、ただちには縮減できない人件費（バスの運転手等）等に充てられる部分については引き続き徴収することが必要になります。が、これについて保護者の理解が得られるかが課題です。

（保育料の上乗せ徴収について 新制度園）

問 特定教育・保育施設の上乗せ徴収（特定保育料）については、幼児教育・保育の無償化後も徴収が行われていますが、特定保育料は保護者に返還する必要がありますか。

答 特定教育・保育施設における上乗せ徴収（特定保育料）の取扱については、各設置者と保護者の契約等に基づき定められるものであるため、臨時休業等期間中の徴収の取扱については保護者の理解を得つつ各設置者において御判断いただくようお願いいたします。なお、一般論としては、臨時休業等期間中においても、幼稚園教諭・保育教諭といった各職員は教育課程や保育計画の編成、保育環境の準備、各家庭との連絡、園内の消毒・衛生管理体制の強化など、教育・保育の提供に必要な業務に従事していると考えられ、特定保育料はこうした役務を含め、教育・保育の提供に必要となる費用を総合して定められているものであること等を踏まえると、必ずしも臨時休業等中の特定保育料の返還義務が生じるものではないと考えられます。（FAQ7-2）

（保育料のうち無償化限度額を超える部分について 私学助成園）

問 幼稚園（新制度に移行していない）及び認可外保育施設においては、新型コロナウイルス感染症により臨時休園等した場合であっても、「子育てのための施設等利用給付」（幼稚園は上限月額 2.57 万円、認可外保育施設は上限月額 3.7 万円）が引き続き支給されるとのことですが、支給上限額を超える保育料についてはどのような扱いが考えられますか。

答 幼稚園（新制度に移行していない）及び認可外保育施設における施設等利用給付の支給上限額を超える保育料の取扱については、各設置者と保護者の契約等に基づき定められるものであるため、臨時休業等期間中の徴収の取扱については保護者の理解を得つつ各設置者において御判断いただくようお願いいたします。なお、一般論としては、臨時休業等期間中においても、幼稚園教諭・保育教諭といった各職員は教育課程や保育計画の編成、保育環境の準備、各家庭との連絡、園内の消毒・衛生管理体制の強化など、教育・保育の提供に必要な業務に従事していると考えられ、保育料はこうした役務を含め、教育・保育の提供に必要となる費用を総合して定められているものであること等を踏まえると、必ずしも臨時休業等期間中の保育料の返還義務が生じるものではないと考えられます。（FAQ20）

（実費弁償等保育料以外の徴収金について）

問 今般の新型コロナウイルス感染症対策の観点から臨時休業等を行う場合、臨時休業等期間中における保育料以外の徴収金（給食費・通園送迎費等）の取扱いはどのように考えたらよいでしょうか。

答 給食費・通園送迎費等といった、保育料以外の徴収金については、当該徴収金に対応した物品の購入や役務の提供等に係る費用の発生状況を踏まえつつ、臨時休業等に伴い当該費用が縮減される場合には、徴収額の減額等を行うことが考えられます。例えば、給食費について、臨時休業等が長期にわたる場合等で、給食に係る食材の調達量や配食計画の見直し等により費用が縮減できた場合には、徴収額の減額等を行い保護者の負担軽減を図ることが考えられます。（FAQ7-3）

1 2 預かり保育に対する施設等利用給付の扱いについて（5/20 ver. 2 更新）

預かり保育を完全休業するのではなく、必要不可欠な方に限定した規模縮小開所とした場合、月極契約の園児が要請に応じ利用自粛したときは、自粛した日の分も預かり保育を利用したものとして無償化の単価 450 円を積算し、定期利用料の額を限度として給付していただけるか？

（回答）

文部科学省から、次のような回答を得ています。

「幼稚園本体を臨時休業している場合は、以下の国の FAQ の通り、利用自粛しているか実際に使っているかに関わらず、利用日数＋臨時休業期間中の預かり保育開所予定日数を預かり保育の給付算定日数とするので、利用自粛した日も 450 円の算定対象となります。」

問 預かり保育事業の支給上限額算出上の「その月の預かり保育事業の利用日数」に臨時休業等期間中における預かり保育の提供予定の日数を含むとありますが、この「預かり保育の提供予定の日数」とは、保護者が利用を予定していた日数を指すのでしょうか。

答 「預かり保育の提供予定の日数」とは、臨時休業等を行う当該園において、臨時休業等がなければ当該預かり保育事業を実施する予定としていた日数を指します。（FAQ14）

問 臨時休業等期間を含む月の預かり保育事業の支給上限額の算出は、「その月の預かり保育事業の日数」に「臨時休業期間中における預かり保育事業の提供予定の日数」を加えて算出することとなるのでしょうか。また、これは転出入がない場合も同様でしょうか。

答 お見込みのとおりです。臨時休業等期間を含む月における預かり保育事業の支給上限額は、「450 円×（その月の臨時休業等前後の期間において預かり保育事業を利用した日数＋臨時休業等期間中における当該園において預かり保育事業を提供することを予定していた日数）」により算出し、実際に支払った預かり保育事業に係る利用料と比較していずれか低い方を支給してください。また、この取扱いとは転出入を伴わない場合も同様です。（FAQ15）

1 3 施設型給付や私学助成の前倒しの支払い

急な減収により資金繰りに苦慮する園も発生するので、市町村や都道府県が行う施設型給付や私学助成金の支払いを前倒しにすることができないか？

(回答)

施設型給付は、毎月給付が行われるので、さらに前倒しに支払うことは難しいと考えられます。私学助成については、その支払時期は都道府県によってまちまちなので、各都道府県団体において、実情を訴え交渉をしていただきたい。

1 4 収支悪化への対応について (5/20 ver.2 更新)

休園等の実施による満3歳児の入園の減少、2歳児教室や課外教室のような幼稚園教育以外の事業の減少、保護者の保育要件喪失による3号こどもの減等により、園としての減収が見込まれ、さらには、休園期間が長引いた場合に保育料（無償化範囲を超える部分、上乗せ徴収の部分）やその他の保護者負担の減額を余儀なくされることも考えられるが、一方で経費面では、人件費の割合が高く、縮減が難しい面があり、収支が悪化することが予想される。このようなコロナウイルス感染症に起因して収支が悪化した場合、どのように対応すればいいのか？

(回答)

一方で保護者の理解を得ながら収入を確保しつつ、他方でできる限り事業を見直し、人件費を含めた経費の縮減を進める必要があります。人件費については、雇用調整助成金の活用が考えられます（別紙3）。資金の調達については、日本私立学校振興・共済事業団の融資（次項）の活用も考えられます。いずれにしても、各園の運営方針そのものの問題でもありますので、必要に応じて専門家（社会保険労務士や経営コンサル等）のアドバイスを受けることも考えていただきたいと思います。

当連合会としては、今後とも各都道府県団体と連携し、加盟園の状況の把握につとめ、当連合会として対応できることがないか検討して参ります。

1 5 運転資金の調達について（私学事業団の融資制度）(5/20 ver.2 更新)

休園期間が長引いた場合、収支が悪化することが予想され、資金不足に陥る懸念もある。私立幼稚園・認定こども園が活用できる有利な貸付け制度はないか？

(回答)

日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）の「教育環境充実資金」による融資を受けたり、既往貸付の元利金の返済猶予（最大6ヶ月）の相談を行うことが可能です。なお、この度、一定の要件を満たす場合には国が利子助成する措置が設けられました。（別紙4）

16 信用保証付き融資（セーフティネット保証制度）について

資金繰り対策として、中小企業向けの民間金融機関による信用保証付き融資であるセーフティネット保証5号の対象に幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）が追加されたが、学校法人は対象となっているのか？

（回答）

以前、当連合会から幼稚園が追加された旨お知らせしましたが、中小企業信用保険法に基づく制度ですので、個人立は対象になりますが、学校法人立や宗教法人立は対象になりません。

17 インターネットを使った教育と著作権について（令和3/1/13 ver. 12 更新）

在宅の園児等にインターネットを活用して教育を行うことを考えているが、著作物を使用する場合、著作権の問題はどうなるのか？

（回答）

従来、教育機関が授業の過程で使用することを目的とした教材等の著作物の公衆送信については、権利者から個別に許諾を得て利用する必要がありましたが、著作権法の改正により、「授業目的公衆送信補償金制度」が設けられ、令和2年4月28日から施行されました。これにより、権利者団体である指定管理団体に一括して補償金を支払えば権利者ごとの許諾・使用料支払いは不要となりましたが、特に令和2年度に限り、補償金は無料とされていました。令和3年度からは補償金を支払うことが必要となりますが、その額は、年額園児1人当たり60円と定められました（別紙5）。

詳しくは文化庁ホームページをご覧ください。

ホーム>政策について>著作権>授業目的公衆送信補償金の額の認可について

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101.html>

教員免許講習やキャリアアップ関連研修が予定どおり実施されておらず、このままでは、教員免許の更新や、キャリアアップのための研修時間の確保に支障をきたすおそれがあるが、対応策はないのか？

（回答）

免許状更新講習については、本連合会の要望活動が実り、①対面式講習について通信式講習として実施することの手続きの特例、②通信式講習の履修認定試験について郵送により実施することを認める特例が認められています。

修了確認期限の延期についても要望してきたところですが、これを受けて文部科学省から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について」（令和2年6月5日）が通知され、免許状更新講習の修了確認期限及び教員免許状の有効期間の延期又は延長（最長2年2ヶ月）が認められました。延期・延長の実施は各都道府県教育委員会の判断となりますが、令和5年3月までの延長が想定されています。（別紙6）

文部科学省ホームページ トップ ＞ その他 ＞ その他災害等関連情報 ＞ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について ＞ 新着情報 ＞ 令和2年6月5日

https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

キャリアアップ関連研修の2022年からの実施を先送りするかどうかについては、国の子ども・子育て会議において、今後の研修実施状況を把握しつつ検討することとされています。今後とも、当団体の研修実施状況を把握しつつ、適切な対応を求めてまいります。また、研修については対面式講座からWEB等の研修形式もできるように対応してまいります。

19 理事会・評議員会の書面決議について

(回答)

感染防止の観点から、学校法人としての理事会や評議員会は会議を開催せず、書面で決議したいが可能か？

既に当連合会からお知らせしたとおり、この件については、令和2年3月11日付け文部科学省通知が発出されており、書面決議はできないこと、少数の構成員のみ出席し、他の構成員は書面による意思表示によって出席と見なせること、その場合、白紙委任や理事長等への一任はできない（議案ごとに意思表示することが必要）こと、テレビ会議等でも可能であることされています。決算の報告もこの方法で通常の時期に行うこととなります。

「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に関する取扱いについて（事務連絡）」

令和2年3月11日文部科学省（抄）

1 理事会の開催について

- (1) 原則として、理事会は単に議決を行うための機関ではなく、理事が議題について相互に意見交換を行うことにより学校法人の業務執行の意思決定を行うことが期待されるものであることから、書面のみで決議を行うことは認められないこと。
- (2) 他方で、理事会の開催にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、無理のない範囲で出席可能な理事のみが実際に出席したうえで、他の理事については書面による意思表示によって理事会への出席とみなし、理事会を開催することは可能であると解されること。なお、単なる白紙委任や理事長等への一任等は出席者とみなすことはできないことに留意されたいこと。また、例えば、テレビ会議等による理事会開催についても、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であれば、許容されると解されること。

2 評議員会の開催について

評議員会の開催についても、1と同様に扱われたいこと。

3 理事会及び評議員会に諮ることが必要な書類について

事業計画や収支予算書等、次会計年度開始前に理事会及び評議員会に諮ることが必要と考えられる書類及び役員に対する報酬等の支給の基準や事業に関する中期的な計画等、改正私立学校法の施行日（令和2年4月1日）までに整備することが必要な書類についても、その決議に係る理事会又は評議員会の開催については、1又は2によること

で差し支えないこと。

【小・中・高等学校教師用】

保健教育指導資料（日常の保健の指導）

新型コロナウイルス 感染症の予防

～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～

本資料の活用について

新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大する中、子供たちが健康で安全な生活を送れるよう、各学校において指導の充実を図ることが求められています。

そこで本資料では、子供たちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、日常の指導における「ねらい」や「指導内容」を具体的に示しました。

各学校においては、これらの指導例を有効に活用し、小・中・高等学校それぞれの子供たちの発達段階を踏まえた指導を工夫されますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、未だ感染源や感染経路などがはっきりしていないこともあるため、その時点の最新の知見に基づき指導するように配慮してください。

指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

指導例② 感染症の予防1（手洗い）

指導例③ 感染症の予防2（咳エチケット）

指導例④ 感染症の予防3（3つの密）

指導例⑤ 正しい情報の収集

指導例⑥ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見

指導例⑦ 新しい生活様式

指導例①

<テーマ>

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

【ねらい】

自分の生活や行動を振り返り、感染防止のために、一人一人が気を付けなくてはならないことを理解し、実践できるようにする。

【指導内容】

- ウイルスは、自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えること。
- 新型コロナウイルス感染症は、現時点（令和2年4月）では、飛沫感染または、接触感染によって感染するとされていること。
- 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
- ウイルスから身を守るために、換気など周囲の環境を衛生的に保ち、正しい手洗いの方法を身に付けること。
- ウイルスに感染していても症状が出ない場合があり、その人たちが、知らないうちに感染を拡めてしまうことがあること。
- 妊婦や高齢者、基礎疾患がある場合は、重症化するリスクが高いことが報告されていることから一層注意が必要であること。
- ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、「不要不急の外出を避ける」「3密を避ける」等の感染症の予防策の徹底が必要であること。
- 行動が制限されている中でも、家族や友人と、「3密」を避けて工夫した交流をすることで心身の健康を保つようにすること。
- 私たち一人一人が、感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り適切に行動することが感染拡大防止にもつながること。

《参考資料》 若者の皆様へ

【知らないうちに、拡めちゃうから。】

疫病から人々を守るとされる妖怪「アマビエ」をモチーフに、若い方を対象とした啓発アイコンを作成しました。自分のため、みんなのため、そして大切な人のため。私たち一人ひとりが、できることをしっかりやっていく。それが私たちの未来を作ります。国民の皆さま、引き続き、不要不急の外出や3密を避ける行動へのご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症は、罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例が多いことが報告されている一方、高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化するリスクが高いことが報告されています。皆さまご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、感染症の予防策の徹底を引き続きお願いします。

知らないうちに、拡めちゃうから。



STOP!
感染拡大
— COVID-19 —

<テーマ> 感染症の予防1（手洗い）

【ねらい】

正しい手洗いの方法を知り、実践できるようにする。

【指導内容】

- 手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。
(手にウイルスがついた状態で口や鼻を触ることで粘膜から感染するから)
- 手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。
(さっと洗っただけでは、爪の裏や手のしわ、指紋の間にいたウイルスが水分で浮き出て、手のひらにウイルスが広がってしまうから)
- 手のひらだけでなく、手の甲、指先、爪の間、指の間、親指の付け根、手首も洗うようにすること。(爪の間、指の間や親指の付け根などには細菌が残りやすいから)
- 洗い終わったら、清潔なハンカチやタオル、ペーパータオルなどでよくふき取って乾かすこと。また、ハンカチ等は共用しないこと。
- 爪を短く切り、清潔にしておくことも必要であること。

《参考資料》

接触感染に注意！

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、**接触感染**に注意が必要です。

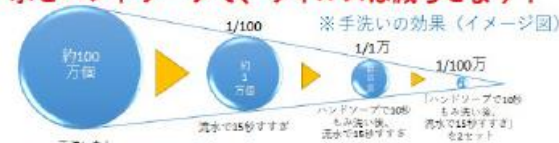
人は、“無意識に”顔を触っています！



そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、
約**44パーセント**を占めています！

手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！



(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌,80:496-500(2006)

手洗いの、5つのタイミング



【ねらい】

「3つの咳エチケット」と「正しいマスクの付け方」を知り、実践できるようにする。

【指導内容】

○飛沫感染とは、感染者の咳やくしゃみ、つばとともに放出されたウイルスを他者が口や鼻から吸い込んで感染することを言う。（飛沫は1～2m飛ぶと言われています。）

○飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手でおさえたりせずに、3つの咳エチケットを実践すること。

<3つの咳エチケット>

- ① マスクを着用する。（口・鼻を覆う。）
- ② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
- ③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。

<正しいマスクのつけ方>

- ① 鼻と口の両方を確実に覆う。
- ② ゴムひもを耳にかける。
- ③ 隙間がないよう鼻まで覆う。

《参考資料》

②咳エチケット



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



「3つの咳エチケット」首相官邸・厚生労働省

指導例④

<テーマ>

感染症の予防 3（3つの密）

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症を予防するための3つの密を理解し、適切に行動できるようにする。

【指導内容】

- 1 換気の悪い密閉空間（空気の入れ替えのできない場所、窓のない場所）
 - 2 多数が集まる密集場所（たくさんの人が集まる場所）
 - 3 間近で会話や発声をする密接場面（人と人との間が近い場面）
- この3つの条件がそろう場所では、クラスター（集団）発生リスクが高いこと。
○日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないように工夫することが必要であること。
○3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすること。

《参考資料》

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

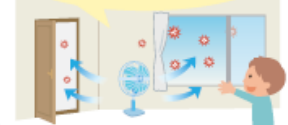
「密閉」「密集」「密接」しない！

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意！

他の人と
十分な距離を取る！



窓やドアを開け
こまめに換気を！



屋外でも密集するような
運動は避けましょう！
少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫



飲食店でも距離を取りましょう！
・多人数での会食は避ける
・横と一つ肩ばしに座る
・互い遠くに座る



会話をするときには
マスクをつけましょう！
5分間の会話は
1回の咳と同じ



電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう！



「密閉」「密集」「密接」しない」

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

3つの密を避けるための手引き！

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

首相官邸 厚生労働省 厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ 検索 0120-565653



3つの密を避けるための手引き

指導例⑤

<テーマ> 正しい情報の収集

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症に関する情報を得るためにはどうしたらよいか考え、実践できるようにする。

【指導内容】

- 公的機関などがホームページ等で提供する正確な情報を入手し冷静な行動をとること。
 - ・首相官邸、厚生労働省、文部科学省、国立感染症研究所など
- SNS で氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
- 情報が多すぎると必要以上に不安や心配な気持ちを引き起こす恐れがあるので、新型コロナウイルス感染症に関する情報やニュースをずっと読み続けるのは避けたほうがよいこと。
- 心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。

《参考資料》

首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～
- ・感染症対策特集～様々な感染症から身を守りましょう～ 等

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・国内の発生状況
- ・新型コロナウイルス感染症に関するQ&A 等

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・やってみよう！ 新型コロナウイルス感染症対策 みんなでできること

国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

- ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ

指導例⑥

<テーマ>

新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見

【ねらい】

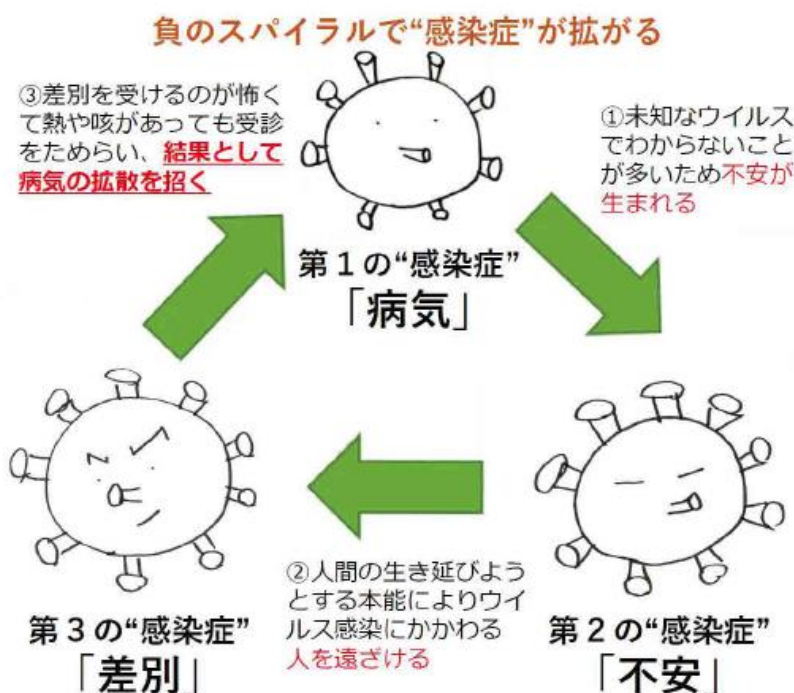
新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるようにする。

【指導内容】

- 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。
- 見えないウイルスへの不安から、特定の対象（※1）を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こること。
 - ※1 ・感染症が広がっている地域に住んでいる人 ・咳をしている人
 - ・マスクをしていない人 ・外国から来た人
- 差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であること。

《参考資料》

この“感染症”の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることで。



3つの“感染症”はどうつながっているの？

指導例⑦

<テーマ> 新しい生活様式

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する生活について考え、基本的な感染対策を学校生活だけでなく家庭でも継続して実践できるようにする。

【指導内容】

- 感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）を継続すること。
- 自分たちの身近な生活において、3密を避けるための工夫について考え、家庭でも話し合い、実践できるようにすること。その際、学んだことを子供たちから家族に伝えるなど、自らの生活を工夫することについて主体的に取り組めるようにすること。
- ・買い物や外出は必要最低限にし、人混みを避け、人との距離を取るようにすること。
- ・公共交通機関を利用する場合、会話は控えめにし乗客が少ない時間帯に利用すること。
- ・地域の感染状況に注意をし、感染が流行している地域への移動は控えること。
- ・オンライン・電話による診療や服薬指導などの便利な仕組みを知り、活用できるようにすること。

《参考資料》

「新しい生活様式」の実践例

（1）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遠くに行くなら風上より風下を避ける。
- 会話をしている時は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をしているときは、症状がなくてもマスクを着用。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは流水で30秒以上洗い、石けんを丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際は、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 乗車や旅行はひかえめに。出張は必要を最小限に。
- 発症したときのために、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

（2）日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □換気システムの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □「3密」の回避（密集、近接、密閉）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



（3）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 適度な利用
- 1人または少数で済む時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて必要品を揃える
- オンラインなど表示品への接触は控える
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽・スポーツ等

- 公園など広い時間、場所を選ぶ
- 施設やホールは自宅や公園を活用
- ジョギングは少数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用したり
- 貸し衣装など集団は利用
- 歌や応援は、十分な距離がオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや外食、デリバリーも
- 屋内空間で気持よく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座る
- 料理に集中。しゃべりは控えめに
- お皿、グラスやお箸の回し初めは避けて

冠婚葬祭などの集まり

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（4）働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □リモート会議はオンライン □対面の打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から、
お手頃な電話やスマホで医療機関に相談や受診することが出来ます。

電話・オンラインによる診療が ますます便利になります。

高価な機器や難しいシステムは不要です。 実施していない医療機関もあります。

1 診療内容の確認

電話・オンライン診療を行っているが確認
受診しようとしている医師
診療時間やホームページを確認
するが、電話やオンライン
診療による診療を受ける
場合は、事前に医師の
診療時間や診療内容を確認
しておくことが大切です。

2 事前の予約

電話・オンライン診療の場合
電話の受付、診療時間による予約
は必要です。電話やオンライン
診療による診療を受ける
場合は、事前に医師の
診療時間や診療内容を確認
しておくことが大切です。

3 診療

電話・オンライン診療の場合
電話の受付、診療時間による予約
は必要です。電話やオンライン
診療による診療を受ける
場合は、事前に医師の
診療時間や診療内容を確認
しておくことが大切です。

4 診療後

電話・オンライン診療の場合
電話の受付、診療時間による予約
は必要です。電話やオンライン
診療による診療を受ける
場合は、事前に医師の
診療時間や診療内容を確認
しておくことが大切です。

5 診療内容の確認

電話・オンライン診療を行っているが確認
受診しようとしている医師
診療時間やホームページを確認
するが、電話やオンライン
診療による診療を受ける
場合は、事前に医師の
診療時間や診療内容を確認
しておくことが大切です。

6 事前の予約

電話・オンライン診療の場合
電話の受付、診療時間による予約
は必要です。電話やオンライン
診療による診療を受ける
場合は、事前に医師の
診療時間や診療内容を確認
しておくことが大切です。

7 診療

電話・オンライン診療の場合
電話の受付、診療時間による予約
は必要です。電話やオンライン
診療による診療を受ける
場合は、事前に医師の
診療時間や診療内容を確認
しておくことが大切です。

8 診療後

電話・オンライン診療の場合
電話の受付、診療時間による予約
は必要です。電話やオンライン
診療による診療を受ける
場合は、事前に医師の
診療時間や診療内容を確認
しておくことが大切です。

電話やオンラインによる診療が可能な医療機関のリストや
全国の無料の相談窓口については厚生労働省のホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakusho/soupa/soupa_kankyo_jyuu/youryou/youryou_00014.html

厚生労働省

《出典・参考資料》



首相官邸・厚生労働省

<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf>



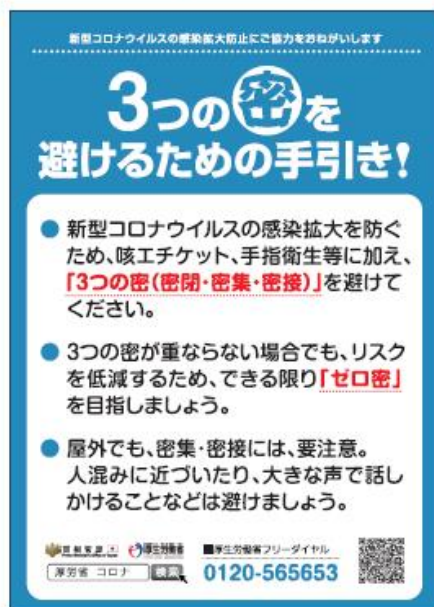
首相官邸・厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621727.pdf>



首相官邸・厚生労働省

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062975.pdf>



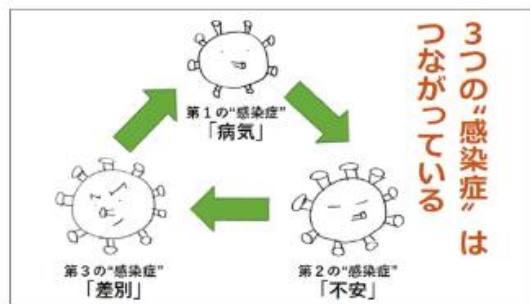
首相官邸・厚生労働省

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>



首相官邸・厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin



日本赤十字社

http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html

(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について

	消毒用エタノール	一部の界面活性剤※	次亜塩素酸ナトリウム 消毒液	次亜塩素酸水#
使用方法	消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる	【住宅・家具用洗剤】 - 製品に記載された使用方法どおりに使用 【台所用洗剤】 - 布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする	0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる (材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため) - 感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 ・作り方は、パンフレット「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」参照(別添資料10)	【拭き掃除】 - 製品に、使用方法、有効成分(有効塩素濃度)、酸性度(pH)、使用期限の表示があることを確認 - 有効塩素濃度 80ppm 以上のものを使用 - 汚れをあらかじめ落としておく (元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度 200ppm 以上のものを使うことが望ましい) - 十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす - 少し時間をおき(20 秒以上)、きれいな布やペーパーで拭き取る
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする			
	- 引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける - 換気を充分に行う	パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照(別添資料8)	- 必ず手袋を使用(ラテックスアレルギーに注意) - 色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 - 換気を十分に行う - 噴霧は絶対にしない ・児童生徒等には扱わせない	パンフレット「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」参照(別添資料11)

※ 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にする。

・別添資料9「有効と判断された界面活性剤を含む家庭用洗剤のリスト(2020年7月13日版)」
(独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ

(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>) において随時更新)

「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指す。

電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含む。

新型コロナウイルス対策

資料 8

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/koronat-aisaku20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

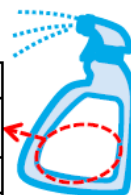
- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤(0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

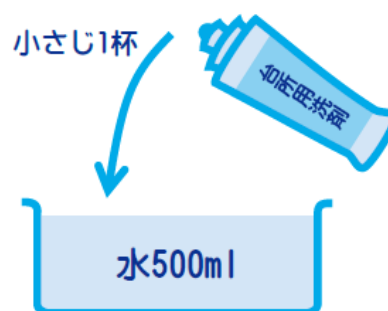
台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

リストは随時変更されますので、製品評価技術基盤機構の HP をご覧下さい

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

別紙 O — 4 (令和 3/1/13 ver. 12 更新) 独立行政法人製品評価技術基盤機構「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト」

●住宅家具用洗剤など

凡例: 赤字は主な修正部分

事業者名(五十音順)	製品名	用途	含有する界面活性剤	リスト掲載日
アース製薬株式会社	らくいび ねらってバブルシートトイレノズル	住宅家具用洗剤	アルキルグリコシド	2020/7/13
	乳酸カビドリーパー洗浄効果プラス	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/3
アズマ工業株式会社	TKノックで簡単！油汚れ取り専用剤	住宅用洗剤(キッチン用)	アルキルグリコシド	2020/6/8
	TKノックで簡単！水あか取り専用剤	住宅用洗剤(住宅用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/10
ADEKAクリーンエイド株式会社	セーフメイトワイロックスプレー	住居家具用洗剤	塩化ジアルキルジメチルアンモニウム 塩化ベンザルコニウム	2020/5/29 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム追加
エイ・エフ・エム・ジャパン株式会社	除菌クリーンPRO	住宅家具用洗剤	塩化ジアルキルジメチルアンモニウム	2020/9/30
東亜化学工業株式会社	エビスクリーン10	住宅家具用洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/7/10
	スターカブオン	住宅・家具用除菌洗剤	塩化ジアルキルジメチルアンモニウム	2020/8/7
オーブ・テック株式会社	ウイルスショットキラーマルチ洗剤	住宅用・家具用合成洗剤	飼石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/9/7
	キッチンマジックリン 消臭プラス	住宅家具用洗剤(台所用用)	アルキルアミノキシド	
	かんたんマイベットの	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルアミノキシド	
	ガラスマジックリン	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルグリコシド	
	フローリングマジックリン つや出しスプレー	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	重曹クイックスプレー (ほのかな緑茶の香り、レモンの香り)	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルグリコシド	
	クイックルJoan 除菌スプレー	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	クイックル ホームリセット 速クリーナー	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルアミノキシド アルキルグリコシド	2020/10/23
	バスマジックリン	住宅家具用洗剤(お風呂用)		2020/06/26 脂肪酸ナトリウム追加
花王株式会社	バスマジックリン 泡立ちスプレー	住宅家具用洗剤(お風呂用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム 飼石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/06/26 脂肪酸ナトリウム追加
	バスマジックリン デオクリア	住宅家具用洗剤(お風呂用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム 飼石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/06/26 脂肪酸ナトリウム追加
	バスマジックリン 泡立ちスプレー SUPER CLEAN (グリーンハーブの香り、アロマローズの香り、香りが残らないタイプ)	住宅家具用洗剤(お風呂用)	塩化ベンザルコニウム 飼石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/06/26 脂肪酸ナトリウム追加
	トイレマジックリン 消臭・洗浄スプレー 消臭ストロング	住宅家具用洗剤(トイレ用)	アルキルグリコシド 塩化ベンザルコニウム	2020/12/2 事業者からの申し出 (製品改良等に伴う界面 活性剤成分の変更) により削除
	クイックルジョー (山崎化学株式会社・花王株式会社・アース製薬株式会社 — 業務用洗剤・ホームセンター・ホームセンター —)	住宅家具用洗剤(台所用用)	アルキルグリコシド アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	2020/12/21 事業者からの申し出 (使用時の希釈濃度の 変更)により削除
ガナ・ジャパン株式会社	すっぴい掃除水そのままするタイプ	台所用及び住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	すっぴい掃除水濃縮タイプ	台所用及び住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
カネヨ石鹸株式会社	ジョブおふろの洗剤	浴室用合成洗剤	重質アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	ジョブトイレの洗剤	トイレ用合成洗剤	アルキルアミノキシド	
	カネヨおふろの洗剤5kg	浴室用合成洗剤	重質アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	キッチンクリーナーSL	住宅用合成洗剤	アルキルアミノキシド	
有限会社がご本舗	くらしのびフォー・アファースプレー(無臭、無害)	住宅家具用洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/9/14
外装レスキュー		住宅用合成洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/9/18
国際科学工業株式会社	アルクリナ	住宅用合成洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/9/18
株式会社コブクリーン	CO-OPおふろクリーン	おふろ用洗剤	アルキルグリコシド	
	CO-OPおふろクリーン除菌・消臭	おふろ用洗剤	アルキルグリコシド 塩化ベンザルコニウム	
サラヤ株式会社	サバレスト 5kg B1B.	住宅・施設設備用洗浄除菌剤	アルキルグリコシド アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	2020/8/25
株式会社SANSIN	Doki Bole ドルチバーレ ナチュラルウォッシュ	台所用及び浴室・窓用	アルキルグリコシド	2020/6/2
サンスター株式会社	置き洗剤 キーラ	台所用用、お風呂用、トイレ用	重質アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド	
株式会社サンドラッグ (販売元)	いいね お風呂の洗剤	浴室用合成洗剤	アルキルアミノキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/7/2
	いいね トイレの洗剤(ミントの香り、せっけんの香り)	トイレ用合成洗剤	アルキルアミノキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/7/2
ジョンソン株式会社	スクラビングバブル 石鹸カスに強いバスクリナーシート入の香り	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル お風呂に強いバスクリナーフローラルの香り	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル 99.9%除菌バスクリナーアップルの香り	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル バスフリー	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド	
	スクラビングバブル油汚れに強いキッチンクリーナー	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル キッチンフリー	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド	
	ミセスマイヤーズ・クリンディキッチン&マルチクリーナー (ラベンダー、レモンバーベナ、バジル、ハニーサックル)	住居用合成洗剤	アルキルグリコシド	
シロン石鹸有限公司	太田さん家の手作り洗剤マルチ (※発売元:株式会社タグ・ホールディングス・アーツ事業部)	住居用合成洗剤	重質アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/16
株式会社ソフト99コーポレーション	クニニク 除菌アルコールジェル	浴槽用合成洗剤	重質アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/9/25
	エコプラス除菌消臭クリーナー	住宅用洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/8/6
株式会社第一化学工業所	除菌消臭トイレクリーナー中性	住宅用洗剤	アルキルグリコシド	
	除菌消臭バスクリナー中性	住宅用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	除菌消臭バスクリナー弱アルカリ性	住宅用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ファンズおふろの洗剤 防カビ	浴室用	アルキルグリコシド	
	ファンズおふろの洗剤 (オレンジミント、グリーンハーブ)	浴室用	アルキルグリコシド	
	ルーキー泡おふろ洗剤	浴室用	重質アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
第一石鹸株式会社	ルーキーVおふろの洗剤	浴室用	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/11/26
	ファンズトイレ用アルコール除菌クリーナー	トイレ用	アルキルグリコシド	
	ファンズトイレの洗剤 除菌・消臭	トイレ用	アルキルグリコシド	
	ルーキートイレの洗剤	トイレ用	アルキルグリコシド	
	ルーキーVトイレの洗剤	トイレ用	重質アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム アルキルグリコシド	2020/11/26
大日本除虫菊株式会社	水回り用ティンクル 防臭プラスW	洗し台・洗面台まわり洗浄剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/24
	お風呂用ティンクル すざざ水タイプW	浴室用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/24
	アミライト	アミ戸用合成洗剤	アルキルアミノキシド	2020/6/24
	浄化槽サンボール	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/24
太陽油脂株式会社	バックスナチュロン お風呂洗いせっけん 本体・替替	浴槽・住宅用	飼石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26
	バックスナチュロン トイレ洗い石けん	トイレ用	飼石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26
	風呂・化粧室用洗剤	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/26
株式会社ダスキン	トイレ用除菌・洗浄・消臭剤	トイレ用	塩化ベンザルコニウム	2020/5/26
	TuZuKu 持続除菌洗浄剤	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/12/14

株式会社タナカ化学研究所	除菌クリーナー クロア+(クレサプラス)	住宅・家具用除菌洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/9/28
株式会社地の塩社	ウェッシュ・ウォッシュ	台所用／住宅用	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
株式会社トーカイ	リースキン キッチン	台所用洗剤	重炭酸アルカリベンゼンホルム酸ナトリウム	2020/5/29
	リースキン バスクリナー	浴室用合成洗剤	アルキルアミンオキシド	2020/6/1
	リースキン 中性トイレクリナー	トイレ用合成洗剤	アルキルアミンオキシド	2020/6/1
	リースキン 業務用除菌トイレクリナー	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2020/6/2
株式会社ナカヤマ	ハッピークリーンマジック	住宅家具用洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/7/10
	ハッピーソイ	住宅家具用洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/7/10
株式会社ニイタカ	ニイタカ除菌中性洗剤	住宅家具用洗剤 対象: 台所用	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ニイタカ除菌中性洗剤E	住宅家具用洗剤 対象: 台所用	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	かんたんクリーナーコンク	住宅家具用洗剤 対象: 住宅家具用	アルキルアミンオキシド	
	リフレッシュ・ラボ	除菌消臭剤(中性) 対象: 住宅家具用	アルキルアミンオキシド	
	ニイタカ除菌トイレクリナー	住宅家具用洗剤 対象: トイレ用	アルキルアミンオキシド	
	バスクリナーコンク	住宅家具用洗剤 対象: お風呂用	重炭酸アルカリベンゼンホルム酸ナトリウム	
	ケミガードふいてウイルス除去	住宅家具用洗剤	アルキルアミンオキシド 塩化ベンザルコニウム	2020/7/2
	リガードふいて消臭&ウイルス除去	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2020/8/20
ニジシウ機器株式会社	カビきらい	カビ・汚れ用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/9/18
日本アムウェイ合同会社	L.O.O.ハウスクリナー	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミンオキシド	
	キッチンクリナー	台所用洗剤	アルキルグリコシド アルキルアミンオキシド	
日本合成洗剤株式会社	ガラスクリナー	ガラス用洗剤	アルキルアミンオキシド	
	ニテゴ-泡スプレーオフロ洗剤	住宅用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ニテゴ-泡スプレートイレ洗剤	住宅用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ニテゴ-泡スプレー油汚れクリナー	住宅用合成洗剤	アルキルアミンオキシド	
日本シャクリ株式会社	ニテゴ-泡スプレーガラスクリナー	住宅用合成洗剤	アルキルグリコシド	
	シャクリ ゲット クリーン ベイシック エイチ ツー	台所用・住居用洗剤	アルキルグリコシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/26
日本流通産業株式会社 (販売元)	くらしまお 風呂の洗剤	住宅用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/7/2
	くらしまお トイレの洗剤	住宅用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2020/7/2
株式会社ハイネリー	トイレクリン	トイレ用	純石けん分(脂肪酸カリウム・脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26
株式会社バスクリン	バスピカ	浴室用(お風呂用)洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
株式会社ハル・インダストリー	バスピカアロマ泡スプレー	浴室用(お風呂用)洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
株式会社ハル・インダストリー	ふきとり専用 除菌・消臭スプレー	住宅家具用洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/7/31
プレミウム・カーケア・ジャパン株式会社	オートグリム マルチ・サーフェス・サニタイザー	住宅家具用洗剤	塩化ジアルキルジメチルアンモニウム	2020/11/10
株式会社プロスタッフ	オールマイティ・マルチクリナー	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/23
株式会社ベリカ	ベリクリーン エア 除菌・消臭スプレー	住宅・家具の除菌・洗浄	塩化ベンザルコニウム	2020/9/30
マルファクメファ株式会社	すまいの洗剤	住宅家具用洗剤	アルキルアミンオキシド	
ミツエイ株式会社	ハーパーズスリーお風呂用洗剤	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2020/5/29
	スマイルジョイスお風呂用洗剤	浴室用合成洗剤	重炭酸アルカリベンゼンホルム酸ナトリウム	2020/5/29
	スマイルジョイス オレンジお風呂用洗剤	浴室用合成洗剤	アルキルアミンオキシド	2020/5/29
	スマイルジョイス トイレ用洗剤	浴室用合成洗剤	アルキルアミンオキシド	2020/5/29
ミマスクリーンケア株式会社	緑の魔法泡タイプ(トイレ用)	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルグリコシド	
	緑の魔法泡タイプ(お風呂用)	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルグリコシド	
三井物産株式会社	暮らしの重宝せっけん泡スプレー	住宅家具用洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/7/2
メジロウビジュアルプロダクツ株式会社	マク洗	住宅家具用洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/5/27
株式会社岸理	お掃除クリナー「TOMEE(トミエ)」	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/28
	お掃除クリナー「Brighten(ブライテン)」	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/3
ユニロ化学工業株式会社	除菌が出来る中性多目的クリナー	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/9/18
株式会社ユー・ホーニイタカ (販売元)	バスコンバクト	住宅家具用洗剤	重炭酸アルカリベンゼンホルム酸ナトリウム	2020/7/2
株式会社友和	ホームケアシリーズ外壁汚れ用	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	
	重曹+お酢 台所クリナー	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	
	コンクリン	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	拭シリーズ 石材外壁クリナー	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	
	ホームケアシリーズ風呂汚れ用	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
	お掃除のカビ取りクリナー	カビ取り用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
ライオン株式会社	Doochi-Mo	浴室・トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
	レンジまわりのルック	住居(キッチン)用合成洗剤	アルキルアミンオキシド	
	ルックプラス バスタブクレンジング (クリアシトラスの香り、フローラルソープの香り)	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ルックプラス バスタブクレンジング 銀イオン+	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	業務用強力ルック+ (*業務用流通、Eコマースで入手可)	住居用合成洗剤	アルキルアミンオキシド	
	お風呂のルック 業務用バスルック	浴室用合成洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
ライオンハイジーン株式会社 (*業務用流通、Eコマースで入手可)	メディプロ バスクリナー	お風呂用合成洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
	メディプロ トイレクリナー	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
株式会社リンレイ	カベ経クリナー&コート	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	塩化ベンザルコニウム	2020/6/5
	ア&Pクリナー	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルアミンオキシド	2020/6/5
ロケット石鹸株式会社	マイバスクリナー	浴室用合成洗剤	アルキルアミンオキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	awasお風呂洗剤泡ローズ	浴室用合成洗剤	アルキルアミンオキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	マイトイレクリナー	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミンオキシド	
	スーパーバスクリナー 4L	浴室用合成洗剤(業務用)	アルキルアミンオキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	スーパートイレクリナー 4L	トイレ用合成洗剤(業務用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミンオキシド	

●台所用合成洗剤など

事業者名(五十音順)	製品名	該当する農薬活性剤	リスト通知日
株式会社アルボース	アルファインT-8 ナチュラルステージKT	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 銅石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/12 2020/7/10
アンキキ協栄株式会社 (販売元)	エコ ランピカ	重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/2
エスケー石鹸株式会社	うるおい台所せっけん 本体・詰め替え しっとり台所せっけん 本体・詰め替え	銅石けん分(脂肪酸カリウム) 銅石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26 2020/6/26
NSファーマージャパン株式会社	ファーマー ココロ 食器用洗剤 本体 200g キューキュート ハンドマイルド	アルキルアミンオキシド アルキルグリコシド	
花王株式会社	バフォーミイ* (*販売会社:花王プロフェッショナル・サービス株式会社 業務用流通、ホームセンター、Eコマースで入手可) モアコンバクト* (*販売会社:花王プロフェッショナル・サービス株式会社 業務用流通、ホームセンター、Eコマースで入手可)	アルキルグリコシド アルキルグリコシド	
カネヨ石鹸株式会社	バイオガード中性洗剤* (*販売会社:花王プロフェッショナル・サービス株式会社 業務用流通、ホームセンター、Eコマースで入手可) ソーパ (フレッシュ、オレンジ、グレープフルーツ) ハーブメント除菌オレンジ 台所用洗剤4L 台所用洗剤バック・イン・ボックス 台所用洗剤18L	アルキルグリコシド アルキルアミンオキシド 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
株式会社亀の子東子西薬店	亀の子ウォッシュ 無香料 亀の子ウォッシュ シトラス	アルキルグリコシド アルキルグリコシド	2020/6/12 2020/6/12
サンスター株式会社	輝き洗剤 キーラ	重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
株式会社サンドラッグ (販売元)	いも除菌ホワイトライター (ライム、オレンジ、緑茶)	アルキルアミンオキシド	2020/7/2
株式会社ジェフダ (販売元)	ジェフダスーパークリーン6 JFDA スーパークリーンコンク	重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/2 2020/7/2
株式会社ジョーリブ	ルナボニート食器用洗剤	アルキルグリコシド	2020/6/4
シロン石鹸株式会社	太田さん家の手作り洗剤プロ* (*販売元:株式会社タグ・ホールディングス:アーツ事業部) はんなり美人* (*販売元:有限会社ワイズコーポレーション) 太田さん家の手作り洗剤 太田さん家の手作り洗剤レモン	重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/6/16 2020/6/16 2020/9/25 2020/9/25
セッツ株式会社	ダイバークリーンコンク ダイバークリーンリッチ バロンゴールド	アルキルアミンオキシド 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/5/29 2020/5/29
第一石鹸株式会社	キッチンクラブ 濃縮フレッシュ除菌オレンジ キッチンクラブ フレッシュ 弱酸性ピンクグレープフルーツ	重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
太陽油脂株式会社	バックスナチュロン 台所のせっけん 本体・詰め替え	銅石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
タッバーウェアブランド・ジャパン株式会社 (販売元)	スワイプ サムシンエリス スワイプ フレッシュ	アルキルグリコシド アルキルアミンオキシド アルキルグリコシド	2020/7/2 2020/7/2 2020/7/2
株式会社地の塩社	フルーツ&ベジタブルウォッシュ (果物野菜洗い)	銅石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
株式会社トカイ	リースキン 台所用洗剤	アルキルグリコシド	2020/5/29
長野油工業株式会社	クリーンAせっけん	銅石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
株式会社ニイタカ	スーパーササセン マイソフコンク マイソフト	重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
株式会社ハイネリー	キッチン樹 さくら	銅石けん分(脂肪酸カリウム・脂肪酸ナトリウム) 銅石けん分(脂肪酸カリウム・脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26 2020/6/26
ブロックター・アンド・ギャンブルジャパン株式会社	ジョイ コンパクト (バレンシアオレンジ、フロリダグレープフルーツ、ローマミント) 除菌ジョイ コンパクト (除菌、緑茶の香り、スパークリングレモンの香り) ジョイ ボタニカル (レモングラス&ゼラニウム、ベルガモット&ティーツリー、マイルドローズ&ワイルドベ リー) P&Gプロフェッショナル 除菌ジョイコンパクト 業務用* (*業務用流通、ホームセンター、Eコマースで入手可)	アルキルアミンオキシド アルキルアミンオキシド アルキルアミンオキシド	
株式会社フロムシステムダイレクト (販売元)	クリーン S-1	重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/2
株式会社ボーラ (販売元)	ソフィカルの洗剤 マイルドキッチンウォッシュ	アルキルグリコシド アルキルアミンオキシド	2020/7/2
株式会社マツモトキヨシホールディングス (販売元)	MK台所用洗剤(ライム、オレンジ)	重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/9/8
松山油脂株式会社	台所用液体せっけん(本体・詰め替え) 特練リサイクルせっけん(固形石けん 80g) キッチンリキッドソープ無香料(本体・詰め替え)* (*販売会社:株式会社マークスアンドウェブ)	銅石けん分(脂肪酸カリウム) 銅石けん分(脂肪酸ナトリウム) 銅石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26 2020/6/26 2020/6/26
マルフクメフィア株式会社	タイムリーフレッシュ K&R 食器用洗剤 (オレンジの香り、レモンの香り、香料無配合) タイムリーフレッシュ1/2	重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
ミツイ株式会社	ハーバルフレッシュ (ライム、オレンジ) スマイルチョイス 食器洗い洗剤 ハーバルフレッシュコンパクト (ライム、オレンジ)	重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29 2020/5/29 2020/5/29
ミマスクリンケア株式会社	ハーバルフレッシュ 食器 ミマスレモン	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/5/29 2020/7/22
ミヨシ石鹸株式会社	無添加 食器洗いせっけん(本体・詰め替え) 無添加 台所用せっけん (固型) 白いふきん洗い (固型)	銅石けん分(脂肪酸カリウム) 銅石けん分(脂肪酸ナトリウム) 銅石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/7/2 2020/7/2 2020/7/2
横浜油脂工業株式会社	ハマユウライト 18kg	重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/6/12
ライオン株式会社	チャーミー マジカ酵素+ (フルーティオレンジの香り、フレッシュグリーンアップルの香り、フレッシュピンクベ リーの香り) チャーミー マジカ除菌+ (フレッシュシトラスグリーンの香り、レモンピールの香り) チャーミー マジカ速乾+ (シトラスミントの香り、ホワイトローズの香り) チャーミー 泡のチカラ手拭プレミアム ママレモン チャーミーマイルド 業務用Magic除菌+プロフェッショナル* (*業務用流通、Eコマースで入手可) 業務用ママレモン* (*業務用流通、Eコマースで入手可) 業務用ライボンF 液体* (*業務用流通、Eコマースで入手可) 業務用ライボンF 粉末* (*業務用流通、Eコマースで入手可)	アルキルアミンオキシド アルキルアミンオキシド アルキルアミンオキシド アルキルアミンオキシド 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム アルキルアミンオキシド 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
ライオンハイジーン株式会社 (*業務用流通、Eコマースで入手可)	セルシアコンクα セルシア速乾マイルド マイフレッシュ	アルキルアミンオキシド アルキルアミンオキシド 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
ロケット石鹸株式会社	フレッシュ (オレンジオイル配合、弱酸性ピンクグレープフルーツ、フルーツ配合グリーンアップ ル) フルーツ除菌フレッシュコンパクト エンジョイアワーズ台所用洗剤 (フルーツ、柑橘系) マイキッチンK 4L	重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 重炭酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	

●注意事項(使用者の皆様へ)

- (1) 本リストへの掲載判断は、事業者からの申告内容に基づき行っており、NITEでは製品中の界面活性剤の含有量の試験は行っておりません。また界面活性剤の安全性の検証も行っておりません。このため、製品中の界面活性剤の含有量及び製品の安全性についてNITEが責任を負うものではありません。
- (2) 「物品の消毒」を安全に行うため、製造者(事業者)が提供する説明書等に記載された用途、使用方に従い、使用上の注意を守って、正しくお使いください。誤飲誤用したとき(飲み込んだとき、目に入ったとき等)は、説明書等に記載された応急処置等を速やかに行ってください。
- (3) 本リストに掲載していない製品にも、有効性が確認された界面活性剤が含まれている可能性があります。
- (4) 本リストに掲載していた製品であっても、界面活性剤成分の変更、市場における流通状況等によって、事業者からの申し出などにより、リストから削除される場合がございますので、製品を購入される際は、最新版のリストをご確認ください。
- (5) 本リストに掲載している事業者の企業活動の適法性や優良性をNITEとして保証するものではありません。
- (6) 本リストは、国民向け広報での活用を目的としたものであり、リストに掲載された個々の製品について、NITEとして薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)その他の関連する法令等における評価をしたり、効果効能等を保証するものではありません。

●注意事項(事業者の皆様へ)

- (1) 対象となる界面活性剤を以下の濃度(住宅家具用洗剤は使用時の濃度(※1)、台所用合成洗剤は100倍希釈時の濃度)以上含む製品を製造・輸入している事業者のうち、本リストへの掲載を希望する場合は、dmtf-koho@nita.go.jp まで御連絡ください。
dmtf-koho@nita.go.jp ←こちらをクリックしてください。
 - ・重金属アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム(0.1%)
 - ・アルキルグリコシド(0.1%)(※2)
 - ・アルキルアミノキシド(0.05%)(※2)
 - ・塩化ベンザルコニウム(0.05%)
 - ・塩化ベンゼトニウム(0.05%)
 - ・塩化ジアルキルジメチルアンモニウム(0.01%)(※2)
 - ・ポリオキシエチレンアルキルエーテル(0.2%)(※2)
 - ・飼料けん分(脂肪酸カリウム)(0.24%)
 - ・飼料けん分(脂肪酸ナトリウム)(0.22%)(※1)ここで「使用時の濃度」とは、説明書等に記載された希釈濃度のうち、一番薄い濃度をいいます。例えば、記載された希釈濃度が「50倍希釈」と「150倍希釈」の場合、「使用時の濃度」は「150倍希釈時の濃度」となります。
(希釈せず原液のまま使うタイプの住宅家具用洗剤の場合、原液に含まれる界面活性剤の濃度が「使用時の濃度」となります。)
- (※2)ここで「アルキル」とは、「長鎖アルキル基」を意味します。
- (2) 本リストへの掲載を希望する事業者は、使用時に必要な濃度を満たすことを確実にするため、製品中の界面活性剤の含有量及び上記(1)の濃度の確認を十分に行った上で、正しい申告を行ってください。
- (3) 界面活性剤成分の変更によって使用時に必要な濃度を満たさなくなったとき、製品の販売を停止したとき、長期間にわたって製品を供給できなくなったときは、速やかにdmtf-koho@nita.go.jpまでご連絡ください。
- (4) NITEに対して申告された内容に誤りがある等の理由により、使用時に必要な濃度を満たさないことが明らかとなったときは、事業者からの申し出の有無に拘わらず、当該製品をリストから削除します。
- (5) 本リストは、国民向け広報での活用を目的としたものであり、リストに掲載された個々の製品について、NITEとして薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)その他の関連する法令等における評価をしたり、効果効能等を保証するものではありません。事業者においては、商品の表示や広告において関連法規に注意して下さい。

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージや HP の説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10mL (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きぼんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶

[こちらをクリック](#)



新型コロナウイルス対策

注意！

資料 1 1

次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）とは別のものです。

「次亜塩素酸水」を使って モノのウイルス対策をする場合の 注意事項 アルコールとは使い方が違います

拭き掃除には、有効塩素濃度 80 ppm 以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム等の粉末を水に溶かしたものを使う場合、有効塩素濃度 100 ppm 以上のものを使いましょう。
※その他の製法によるものは、製法によらず、必要な有効塩素濃度は同じです。

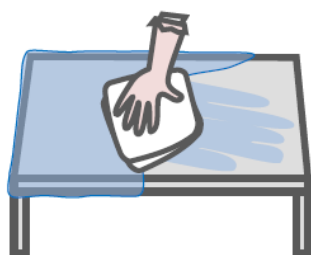
①汚れをあらかじめ 落としておく

目に見える汚れはしっかり落とし
ておきましょう。

元の汚れがひどい場合などは、有
効塩素濃度 200 ppm 以上のも
のを使うことが望ましいです。

②十分な量の次亜塩素酸水で 表面をヒタヒタに濡らす

アルコールのように少量をかける
だけでは効きません。



安全上の注意

- 製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください。
- 希釈用の製品は正しく希釈して使いましょう。
- 酸と混ぜたり、塩素系漂白剤と混ぜたりすると、塩素が発生する危険があります。（また、開栓時は、塩素が既に発生している可能性に注意してください。）
- 人が吸入しないように注意してください。人がいる場所で空間噴霧すると吸入する恐れがあります。
- 濃度が高いものを使う場合、直接手をふれず、ゴム手袋などを着用してください。

効果的に使うためのポイント

- 使用の際は、酸性度・有効塩素濃度や使用期限等を確認しましょう。
- 有機物に弱いので、汚れを落としてから使用してください。
- 空気中の浮遊ウイルスの対策には、消毒剤の空間噴霧ではなく、換気が有効です。

③少し時間をおき（20秒以上）、 きれいな布やペーパーで拭き取る

新型コロナウイルスに有効な
消毒・除菌方法一覧はこちら。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。

流水で掛け流す場合、有効塩素濃度 35 ppm 以上のものを使いましょう



①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

②次亜塩素酸水の流水で、消毒したいモノに20秒以上掛け流す

次亜塩素酸水の生成装置から直接、流水掛け流しを行ってください。

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。

③表面に残らないよう、きれいな布やペーパーで拭き取る

次亜塩素酸水を購入・使用するときのポイント

- 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認しましょう。
- 紫外線で次亜塩素酸が分解されるため、遮光性の容器に入れるとともに、冷暗所で保管してください。
- 塩素系漂白剤等に用いられている次亜塩素酸ナトリウムは、別物です。人体への刺激性が強いので、間違えないよう表示を確認しましょう。
- ご家庭等で次亜塩素酸水を自作すると、塩素が発生する可能性があり、危険です。

※新型コロナウイルスに、次亜塩素酸水を20秒反応させたところ、35ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは100ppm以上）で、有効性が確認されました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。<https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200522.html>
なお、本評価作業は対象物と接触させて消毒する場合の効果を評価したものです。手指等への影響、空間噴霧の有効性・安全性は評価していません。

※本資料では、「次亜塩素酸水」は「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指しています。
電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含むものです。

※人体に付着したウイルスの消毒・除去や、感染の予防・治療を目的とする場合は、医薬品又は医薬部外品としての承認が必要です。現時点において「空間噴霧用の消毒剤」として承認が得られた製品は存在しません。

本資料は、家庭やオフィス、店舗などにおいて、次亜塩素酸水を新型コロナウイルス対策に用いる場合の使用法をまとめたものです。薬機法、食品衛生法等に基づいて使用する場合は、各法令に従ってください。

小学校休業等対応助成金の活用方法と 相談窓口のご案内

令和 2 年 2 月 27 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！
*詳細は裏面をご参照ください

活用方法・申請期限

(注) 取得した休暇の期間によって、下記のとおり申請期限が異なります！

- ・ 令和 2 年 2 月 27 日から 9 月 30 日までの休暇に関する**申請期限は 12 月 28 日**です。
ただし、助成金については、やむを得ない理由があると認められる場合（※）は、申請期限経過後に申請することが可能です。
※ I. 労働者からの下記③の労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
II. 労働者が下記③の労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合
- ・ 令和 2 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの休暇に関する**申請期限は 令和 3 年 3 月 31 日**です。
- ・ 令和 3 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの休暇に関する**申請期限は 令和 3 年 6 月 30 日**です。
- ・ 助成内容は**特別休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(※)**です。
※ 日額上限：15,000 円（令和 2 年 3 月 31 日までの休暇分については 8,330 円）
- ・ この助成金は、既に欠勤や年次有給休暇の取得として処理された分についても、事後的に特別休暇に振り替えた場合は対象になります。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の特別休暇制度を設けていただき、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただくとともに、**過去に欠勤等で処理した分**についても、**特別休暇に振り替えて**本助成金をご活用いただけるよう、ご検討をお願いします。

労働者の皆様へ：相談窓口のご案内

- ・ 都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口』では、「**企業にこの助成金を利用してもらいたい**」等の労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ**を行っています。**【ご相談は裏面の相談窓口一覧まで】**

事業主の皆様へ：申請手続き及び申請に係る相談窓口のご案内

- ・ 申請手続き、助成金の支給要件等の詳細について、下記のコールセンターでご相談に対応しています。助成金の申請書類は、下記の「受付センター」まで郵送をお願いします。
- ・ また、労働者の方からのご相談を受けて、都道府県労働局で事業主に助成金の活用の働きかけを行う場合、**申請書類の作成支援も全面的に行います。**

- ① **【コールセンター】** 申請方法等のお問い合わせは、下記のフリーダイヤルまで（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む
- ② **【受付センター】** 申請書の提出先は、こちらです。
〒137-8691 新東京郵便局 私書箱 132 号 学校等休業助成金・支援金受付センター
※郵送先は厚生労働省・都道府県労働局ではありません。
必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。
- ③ **【都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口』** 裏面参照

主な支給要件

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
- ・なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ・新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）等
- ※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

その他の支給要件や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



新型コロナ 休暇支援

検索

小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口（令和3年3月31日まで）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6867-0211	滋賀	077-522-6648	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3501	大阪	06-7660-0072 06-6949-6494	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8834 022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0850	福岡	092-411-4764
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-2777	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-8124	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-1212	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0313	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-306-1860	三重	059-226-2110	徳島	088-652-2718		

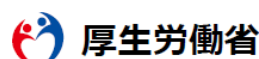
受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

令和2年12月作成

[最新版：令和 2 年12月29日作成]



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け) のご案内

小学校等の臨時休業等に伴い、**子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！**

【支援の内容】

- 令和2年10月1日から令和 3 年 3 月31日までの間において、**仕事ができなかった日**について、1日当たり**7,500円(定額)**

【申請期間】

- 仕事ができなかった日が**令和2年10月1日から同年12月31日**までの期間分
⇒**令和 2 年10月 1 日から令和3年3月31日まで(必着)**
- 仕事ができなかった日が**令和 3 年 1 月1日から同年 3 月31日**までの期間分
⇒**令和 3 年 1 月 1 日から令和3年 6 月30日まで(必着)**

【支援の対象となる方】※ (1) ~ (4) のいずれにも該当する方が対象

(1) 保護者であること

- 親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

(2) ①又は②の子どもの世話をを行うこと

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども

- 「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・ 小学校等が臨時休業した場合
- ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合

をいいます。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ただし、小学校等が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

- 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、特別支援学校(全ての部)
★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

- ② 新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども

- ・ 新型コロナウイルスに感染した子ども
- ・ 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
(発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者)
- ・ 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○ 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。

契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○ 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○ 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること

○ 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること

例

- ・ 業務従事や業務遂行の態様（業務の内容 など）
- ・ 業務の場所（業務を行う場所や施設 など）
- ・ 業務の日時（業務を行う予定の日、開始日と終了日 など）

○ 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること

- ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
 - ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの
- など、作業量や成果物により、報酬が支払われるものが該当します。

(4) 小学校等の臨時休業等により、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に仕事ができなくなったこと

○ 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

○ 仕事ができなかった日が、小学校等の臨時休業等の期間中であって、小学校等の開校日や、元々休校が予定されていた日（休校日、春休み、夏休み、冬休み等）ではないこと

- ※ ただし、開校日であっても新型コロナウイルス感染症に関する対応として行われる授業時間短縮日等に子どもの世話をを行う場合は臨時休業の一環として支援対象になります。また、上記（2）②の子ども（感染者等）の世話をを行う場合は、臨時休業にかかわらず、小学校等の開校日、休校が予定されていた日でも、対象になります。

- ◎ 支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、
学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999（受付時間：9：00～21：00）※土日・祝日含む

◎ 申請書の提出先

〒137-8691 新東京郵便局私書箱132号

学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）

必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。

（宅配便などは受付不可）

臨時休業 個人委託 検索

- ※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。）
〈支援金HP〉 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html
- ※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、申請者に個人情報や電話で問い合わせたり、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。

(事業主の方へ)

新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、**労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額等を助成するものです。**

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい～

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和2年12月31日までを期限に**雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、現在の雇用情勢を鑑み、この特例措置を

令和3年2月28日

まで延長いたします。

注意点など

○令和2年12月31日を期限とする**特例措置について令和3年2月28日まで延長いたします。**

- 休業・教育訓練の場合の助成率
 - ・中小企業 4/5 (解雇等を行っていない場合は10/10)
 - ・大企業 2/3 (解雇等を行っていない場合は3/4)
- 休業・教育訓練の助成額の上限 日額 15,000円
- 学生アルバイト・パート労働者(※1)も対象(※2)
(※1) 週の所定労働時間が20時間未満の労働者
(※2) 「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

○特例措置の延長に関わらず、従来通り、**支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内**に申請する必要がありますのでご注意ください。

○令和3年3月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することとしています。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL021228企01

新型コロナウイルス感染症対応に伴う 資金繰りにおいても 『教育環境充実資金』がご活用いただけます

教育研究活動を、安定的に継続するために
必要な資金としてご利用ください。

例えば…

- ・授業料等の延納等措置の実施に伴い、当面必要となる資金を確保したい。
- ・家計が急変した学生に対する独自の支援制度を設けたい。
- ・オンライン授業導入等のための環境整備を緊急に実施したい。など

融資条件

融資金利：年 0. 3 0 2 %（令和 2 年 1 2 月現在）

※金利は毎月変わります。最新の金利は私学事業団HPでご確認ください。

償還方法：5 年 6 か月以内の元金均等返済（半年間の元金返済据置が可能）

融 資 額：次の①から③の中で最も低い額が融資の上限となります。

- ①事業査定額：経費（教育研究経費＋管理経費）支出額合計の40%以内
- ②資産査定額：貸借対照表「純資産の部合計」の30%以内
- ③担保査定額：担保物件の評価額の80%以内

担 保：土地及び建物（私学事業団を第1順位とする抵当権の設定が必要）

連帯保証人：原則として、学校法人の理事長を含む1名以上

（特例として連帯保証人が免除される場合があります）

※ 融資対象は、学校法人の設置する私立学校（大学院・大学・短期大学・高等専門学校・中等教育学校・高等学校・義務教育学校・中学校・小学校・特別支援学校・幼稚園・認定こども園・専修学校）です。

専修学校については、対象となる学科等が定められていますので、詳しくはお問い合わせください。

※ 所定の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

融資のご希望やご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

日本私立学校振興・共済事業団 融資部融資課

TEL: 03(3230)7862～7868 E-Mail: yushi@shigaku.go.jp

私学事業団ホームページ: <https://www.shigaku.go.jp>

《 別 紙 》

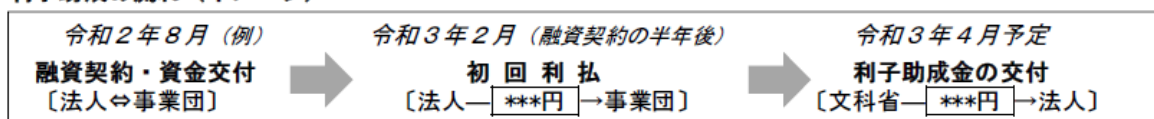
私学事業団融資にかかる令和2年度利子助成（新型コロナウイルス感染症対応分）について

日本私立学校振興・共済事業団 融資部融資課

1. 制度の概要

新型コロナウイルス感染症への対応に要する資金として、私学事業団の「教育環境充実資金」を令和2年4月～9月に利用した場合、初回の利息（令和2年度中に支払う半年分の利息）について、文部科学省から利息と同額が助成されます。

利子助成の流れ（イメージ）



2. 利子助成の対象となる要件

（1）新型コロナウイルス感染症に対応するため、以下のいずれか（複数可）の事業を実施する場合

- ① 授業料の延納等を認める措置
- ② 家計が急変した学生（生徒・児童・園児）に対する給付・授業料減免等
- ③ 遠隔授業導入等の教育環境の整備
- ④ 医療機器等の購入

※上記以外の新型コロナウイルス感染症対策で、融資を希望される場合はご相談ください。

（2）以下のいずれかに該当し、今年度の支払資金が不足する状況にある場合

- ① 新規入学の留学生数が、前年度（5月1日時点）に比べ10%以上減少
- ② 医歯学部を有する大学について、附属病院の収入が前年の同四半期に比べ10%以上減少

3. 利子助成の対象となる融資額

利子助成の対象となる融資額は、設置校ごとに次の額が上限となります。複数の設置校が要件に該当する場合は、設置校ごとの上限額を合算したものです。

大学、短期大学、高等専門学校	1億円
高等学校	5,000万円
中等教育学校、義務教育学校、中学校、小学校	3,000万円
特別支援学校、幼稚園、認定こども園、専修学校	1,000万円

4. その他

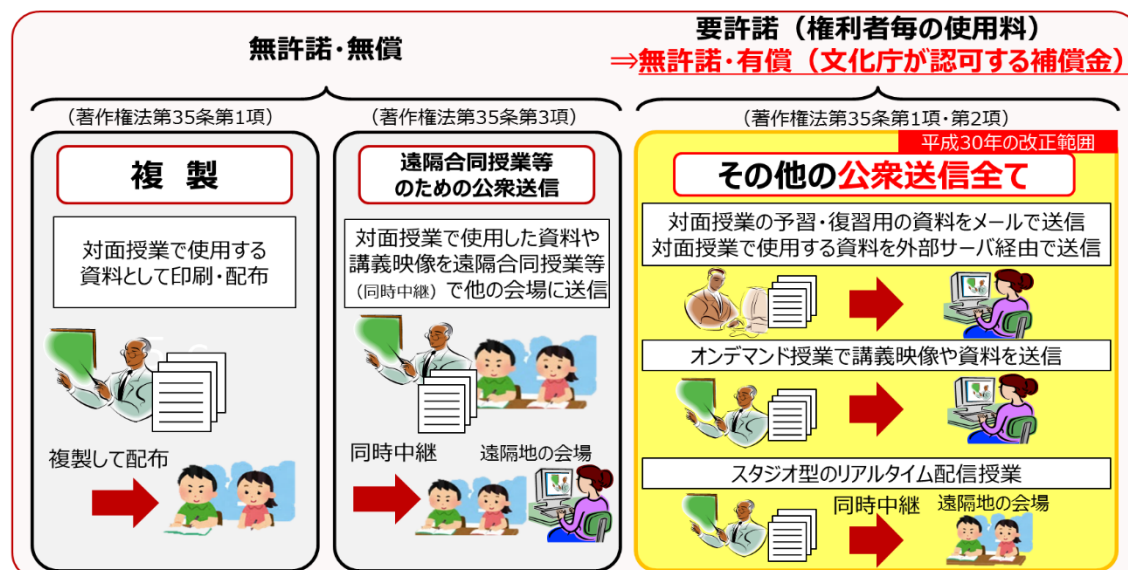
私立大学附属病院において、新型コロナウイルス感染症に対応するために病院建物の新築・増築・改修等を行う事業についても、同様に利子助成の対象となります。詳しくはご相談ください。

（ 相 談 先 ）

- ・ 融資第一係 03-3230-7862～7864（担当エリア：北海道～愛知県）
- ・ 融資第二係 03-3230-7866～7868（担当エリア：三重県～沖縄県）

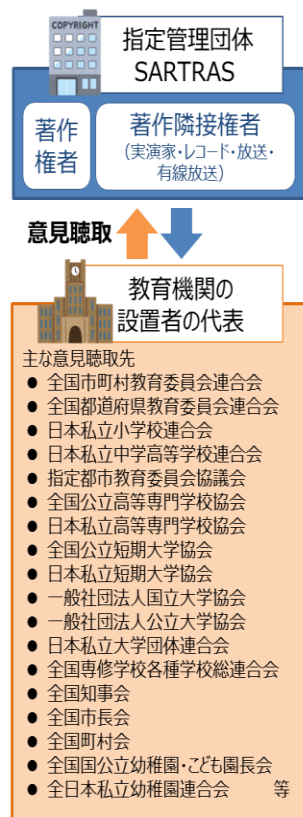
平成30年著作権法改正（授業目的公衆送信補償金制度）概要

- ICTを活用した教育を推進するため、**著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス**をとった制度。補償金を一括で支払うことにより、著作物を**無許諾利用**できる範囲が拡大。



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

SARTRASによる認可申請及び認可された補償金額の概要



○ 意見聴取期間 令和2年8月6日～9月23日

○ 認可申請 令和2年9月30日

⇒ **令和2年12月18日 文化庁長官認可**

○ 認可された補償金額

■ 補償金の料金体系と金額

① 学校種別の 年間包括料金（公衆送信の回数は無制限）

授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生1人当たりの額

（意見聴取の際の額⇒意見聴取を踏まえた認可申請額）

- 大学 800円 ⇒ **720円**（月平均60円） 【主な意見】
補償金額の無償化又は低廉化
補償金額算定の根拠の明確化
経過措置の必要性
利用実態調査の負担軽減
制度の周知等
申請手続等の簡便化 等
- 高校 500円 ⇒ **420円**（月平均35円）
- 中学校 260円 ⇒ **180円**（月平均15円）
- 小学校 200円 ⇒ **120円**（月平均10円）
- 幼稚園 100円 ⇒ **60円**（月平均 5円）
- 社会教育施設、公開講座等
30人を定員とする1講座・講習を1回の授業として、**授業毎に300円**

② 公衆送信の都度支払う場合の料金

1回・1人当たり10円

（対象となる著作物、実演、レコード、放送、有線放送毎）

※前期・後期毎に事後届出、補償金の適正な請求・分配に資する情報の提出

■ 補償金額の算出根拠

著作権等管理事業者が、非営利の教育機関に適用している公衆送信に係る使用料等を参考に算出

■ 定期的な見直し

3年経過毎に、検討を加え、必要な措置を講じる

別添
教員免許状の有効期間の延長等の後の更新講習の受講期間の変更に係るイメージ図

※更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」がなくなった日をR3.1.31として、同日から2年2月、教員免許状の有効期間満了日の延長等を行う場合の例

